

第四十六回
国会

参議院社会労働委員会會議録第七号

昭和三十一年二月二十五日(火曜日)
午後一時二十一分開会

出席者は左のとおり。

委員長 鈴木 強君
理事 徳永 正利君
藤田 藤太郎君
柳岡 秋夫君

委員 加藤 武徳君
鹿島 俊雄君
紅露 みつ君
佐藤 芳男君
丸茂 重貞君
山下 春江君
横山 フク君
阿具根 登君
杉山 善太郎君
藤原 道子君
小平 芳平君
林 塩君
村尾 重雄君

国務大臣 厚生 大臣 小林 武治君
政府委員 厚生大臣官房長 梅本 純正君
厚生大臣官房 今村 譲君
国立公園部長 若松 栄一君
厚生省公衆衛生局長 館林 宜夫君
厚生省環境衛生局長 熊崎 正夫君
厚生省業務局長 和田 勝美君
労働大臣官房長 事務局側

常任委員会 増本 甲吉君
専門員 通商産業省企業局長 加藤 庄市君
局産業公害課長 気象庁予報部長 日下部文雄君

本日の會議に付した案件

○社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○麻薬取締法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○派遣委員の報告

○予防接種法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○社会保健制度に関する調査(大気汚染防止対策に関する件)

○委員長(鈴木強君) ただいまより開会いたします。

社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律案並びに麻薬取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府より両案に対する提案理由の説明を聴取いたします。小林厚生大臣。

○国務大臣(小林武治君) ただいま議題となりました社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

社会福祉事業振興会は、社会福祉事業施設の経営に關し、必要な資金の貸し付けその他社会福祉事業に關する必要な助成を行なうとともに、社会福祉施設職員退職手当共済制度を運営して

いる特殊法人であり、社会福祉事業の振興に多大の寄与をいたしておりますことは、御承知のとおりであります。

この振興会の行なう貸し付け業務につきましても、従来、国の一般会計からの出資金をもつて事業を行なつてまいりましたが、振興会の貸し付け資金に対する需要は、最近著しく増大しており、国の出資のみに依存する従来の方式ではこの需要に十分こたえることが困難であります。

よつて、この際、社会福祉事業振興会法の一部を改正し、振興会の財務會計等に関する規定を整備し、振興会の貸し付け資金の充実ははかるうとするものであります。

すなわち、一般会計からの出資のほか、振興会が社会福祉事業振興債券を発行することができるよう規定を設け、振興会が資金の公募を行なうことができるようにするとともに、政府から資金運用部資金の貸し付けを受け、社会福祉事業施設に対する貸し付け原資に充てることができるようになることを考えてあります。

このことに伴い、この改正法案には、債券の債権者の先取特権や債券の発行事務の委託等について規定しております。また、振興会は、毎事業年度、債券及び長期借入金について償還計画を立てなければならぬこととするにとともに、その他所要の規定の整備をいたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容の概要であります。何にとぞ慎

重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

次に、ただいま議題となりました麻薬取締法の一部を改正する法律案につきて、提案の理由を御説明申し上げます。

麻薬事犯を取り締まるため、現在、厚生省に百五十名以内の麻薬取締官を、都道府県を通じて百二十名以内の麻薬取締員を置くこととされておりますが、最近における麻薬事犯の巧妙化、潜在化等の傾向が顕著であることにかんがみ、麻薬取締官の数を整備強化するため、麻薬取締官の数を百六十名以内に、また、麻薬取締員の数を百三十五名以内にそれぞれ増員する必要があると考え、所要の改正を行なうとするものであります。

以上がこの法律案を提出する理由であります。また、何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことを御願ひする次第であります。

○委員長(鈴木強君) 本日は、以上両案の提案理由の説明の聴取にとどめておきます。

○委員長(鈴木強君) 次に、派遣委員の報告の件を議題にいたします。

先般、厚生及び労働行政実施状況調査のため委員派遣を行なつたのであります。本日は、第一班の静岡及び山梨の両県及び第二班の滋賀県及び大阪府について藤田委員並びに村尾委員より御報告願ひします。第一班村尾委員。

○村尾重雄君 第一班の報告をいたします。

当委員会の決定により、鈴木委員長、山本委員と私の三名が、二月五日から七日まで静岡、山梨の両県下を視察いたしました。

調査項目は、雇用状況、労働基準に關する事項、特に中小企業における労働事情、労働災害防止に關する事項、社会保険の実施状況、社会福祉事業の状況、厚生及び労働行政に關する当面的問題であります。

日程は、二月五日、昼前、静岡市に参り、県庁で、県及び労働基準局から所管事項に關する説明を聞き、次いで清水港における港湾施設及び荷役作業を視察の後、山梨県下部町に宿泊。翌六日には、下部国民温泉の施設並びに中富町における日本住血吸虫の防疫作業を視察の後、昼過ぎ甲府市に着き、県及び労働基準局から所管事項に關する説明を聞き、次いで県立あけぼの学園を視察して同市に宿泊。七日には県立研磨工業指導所、山梨大学工学部の無機合成研究施設並びに有限会社土屋華章製作所を視察の後、夕刻新宿に帰着いたしましたのであります。

次に、調査結果の概要を申し上げます。まず、雇用状況、労働基準に關する事項、特に中小企業における労働事情について申し上げます。静岡、山梨両県とも、新規学卒者には、県外大都市の企業への就職希望者や進学者が

多く、県外からの移入を差し引いても、なお移出が多く、かつ、また、県内の企業が年々増加して、求人数も多くなっていますので、労働力需給のアンバランスが問題となっております。

静岡県における昭和三十一年卒業生に対する充足率は、中学校三三・二％、高等学校三六・七％であり、また、山梨県における一般求人の充足率は、昭和三十一年において四二・六％であります。特に中小企業における充足率は、大企業に比べて非常に低く、静岡県においては、昭和三十一年卒業生に対する充足率が、従業員五百名以上の企業では、中学校五三・二％、高等学校四〇・四％であるのに反し、従業員二十九名以下の企業では、中学校二〇％、高等学校三三・二％でありまして、中小企業における労働力の不足は特に深刻な問題となっております。

労働基準法の適用につきましては、静岡、山梨両県とも、適用事業場も労働者も年々増加しております。労働基準法の違反件数は、両県とも、定期監督において、全体としては減少の傾向にあります。中小企業における違反が多いたうであります。おもな違反事項は、危害の防止、労働時間等であり

次に、労働災害の防止について申し上げます。

静岡、山梨両県とも、前述のとおり、事業場及び労働者の増加にかかわらず、災害発生件数及び発生率は、近年減少の傾向にあります。死傷の年千人率を事業場の規模別に見ますと、昭和三十一年において、静岡県では百人以上の事業場の二・六に對し、百人未満では二・四・六、山梨県では百人以

上の事業場の一九・四に對し、百人未満では二・四・三でありまして、中小企業における災害防止の重要性を示しております。

なお、清水港における荷役作業については、年々寄港船舶が増加し、積み出し貨物が月末に片寄りますが、接岸荷役が多く、また、昨年八月、清水港労働安全衛生協議会を組織して、安全指導を行なっておりますので、災害率は全国港湾の平均率を下回っていることとあります。

次に、社会保険の実施状況につきましては、静岡、山梨両県とも、給付額の増加に伴う保険収支の窮乏が問題となっており、また、静岡県においては、国民年金の無理理解による未加入者の解消に苦心しているということであり

次に、社会福祉事業の状況について申し上げます。

山梨県立あけぼの学園は、小児麻痺患者の父母たちの強い要望が動機となつて設立せられ、昭和三十一年一月に開業、現在定員百床、県立養護学校の分校が併設されまして、身体障害児童の医療と教育を行ない、すでに退園した者百四十名であります。県下の身体障害児童は推定四千名とのことでありまして、収容定員の増加と、重度心身障害児童のための専門の療育施設の早急な拡充が強く要望されておりました。

山梨県中富町における日本住血吸虫の防疫作業について申し上げます。

この風土病は、いままなお山梨、広島、佐賀等の各県に多く、宮入員を中間宿主とする日本住血吸虫が皮膚から侵入し、血管や腸などに寄生することにより、まず、発熱、下痢、粘血便など

の症状を呈し、次第に肝臓障害などを起こすに至るものであります。本病の防疫対策としては、水田のみぞをコンクリート化して宮入員の好む生息の場所を奪い、その他の生息地に薬剤散布や火炎放射を行なつて宮入員を減殺するとともに、検便により患者を早期に発見して駆虫と治療を行なうこととあります。中富町におきましては、洪水で流れてきた宮入員が繁殖したため、昭和三十一年に富士川沿いの部落で三十名をこえる患者が発生しましたので、自來、国及び県の補助を得て防疫に努力の結果、三十六、三十七の両年度には発病者をみなくなりましたが、三十八年度にまた新患者が一名発生したとのこととあります。この町のコンクリート溝計画は地元負担能力の關係上、一応の目標達成までなお三年を要する趣であります。防疫対策の急速な徹底の必要を痛感する次第であります。

下部国民温泉の施設としては、下部町が国及び県の補助を得て建設いたしました温泉会館及び温泉プールがあります。温泉会館の料金、下水道の建設、新しい温泉源の掘さくについて町当局から要望がございましたが、国民温泉施設の振興、整備、環境衛生の改善等については地方財政事情をも考慮して、さらに強化すべきであると思ひます。

山梨県立研摩工業指導所では、研摩彫刻に関する各般の研究と指導を行ない、超音波を利用する精巧な加工法を實用化してまいりました。山梨県における研摩工業の材料は、現在ほとんど輸入品であります。山梨大学工学部の国富教授は、水晶、宝石類の成分を高圧高圧下において溶解し、適当な高温高

圧下において再結晶せしめる方法によつて人工の水晶、宝石類を合成することに成功せられ、人工の水晶は通信機材料として性能は天然のものにまさり、すでに工業化しているとのこととあります。

有限会社土屋華章製作所は、安政年間創業の由でありまして、輸入の貴石、半貴石に加工した彫刻類を再輸出しており、現在従業員十二名のうち、四名の身体障害者を使用し、作業場の安全設備、従業員宿舎の施設等もよく整備されておりました。

最後に、各地におきまして受けました要望について申し上げます。

静岡及び山梨の両県並びに山梨県立あけぼの学園において、重度心身障害者に対する施設の早急な拡充を訴えられましたのをはじめ、各種社会福祉事業の助成拡充、社会保険の改善、職業訓練事業の補助等、いずれも切実な問題に関するものであります。詳細はお手元に配付いたしました「第一班に対する要望事項」によつて御承知を願ひます。

なお、社会保険、国民年金、職業安定、失業保険の事務に従事するため、県庁で勤務する国費支弁職員の俸給が、勤続年数の増加に従ひ、一般の県庁職員に比べて数号俸給することとなり、人事運用上苦慮している旨、静岡県当局から強く訴えられましたことを申し添えます。

以上をもつて第一般の報告を終わります。

○委員長(鈴木雅君) ありがとうございます。

では、次に、第二班藤田委員より報告をお願いいたします。

○藤田藤太郎君 第二班について簡単に御報告申し上げます。

徳永理事及び私の二名は、当委員会の決定に基づきまして、去る二月五日から八日までの四日間、滋賀県及び大阪府を視察いたしました。特に私どもは国民健康保険の実施状況、生活環境施設の整備状況、重度心身障害児対策の実情、労働災害防止施策の実情及びその他最近の雇用、失業情勢等、厚生、労働行政の当面の問題に焦点を合わせ、地方の現状を見てまいつたのであります。

まず、滋賀県におきましては、県庁において県当局及び労働基準局長等からのおの所管事項に関する説明を受けた後、重度心身障害児療養施設であるびわこ学園及び琵琶湖大橋の建設現場を視察、また、大阪府におきましては、府庁及び労働基準局において同様説明を聴取した後、府立家事サービス職業指導所、豊中市の清掃関係施設、武田薬品工業大阪工場及び松下電子工業高槻工場をそれぞれ視察いたしました。

以下、調査項目ごとにその結果の概要を申し上げます。なお、要望事項を別に印刷し、お手元に配付いたしてありますので、御高覧願ひます。

第一に、国民健康保険の実施状況についてであります。滋賀県におきましては、県民の半数以上が国保加入者であり、県民の健康保持のためにその占める地位はきわめて高いものであります。一方、保険財政も比較的順調に推移いたしております。保険者のほとんどが黒字の運営を行なつております。しかし、近時県下の産業経済活動の変革に伴ひまして、被用者保険への

の

転換がふえ、国保加入者は減少傾向にあり、今後は財政的にも国庫に依存する度合いが高くなるものと思われ、大阪府の場合、すでに国保加入者は三割程度と低く、しかも、その加入者には低所得者の占める割合が多く、一方、最近の医療費の上昇等も影響して、保険者の多くは赤字財政に悩んでおりまして、府全体で昭和三十八年度までに累積約八億円の赤字になっているとのことであります。このため、府としては、療養給付費に対する大幅な国庫負担の増額、事務執行費の実質全額国庫負担、診療施設経営に対する強力な国の援助等について強い要望を持っております。

一般に、各保険者とも、医療給付率の向上やその他の給付改善には意を払っており、財政状態の差もあって、現在のところ、国保保険者相互間には相当な給付の格差が見られ、その上、一方では被用者保険とのアンバランスの問題も未解決のままであります。国民皆保険の実をあげるためにも、これら格差の是正を含めた国保健全化のための施策を確立される必要を痛感いたしました。

次に、生活環境施設の実情についてであります。滋賀県におきましては、近時農村人口の都市集中化と化学肥料の発達等によりまして、その処分は必ずしも衛生的な状態にあるとはいえず、特別清掃地域における、し尿処理についてみても、その八割は不衛生的処分であるといわれております。ただ、同地域内のごみ処理につきましては、逆に八割までが焼却処理されているとのことで、今後は、し尿処理に力を入れることとてあります。

す。

一方、大阪府におきましても、最近の産業の発達等に伴う人口の急増で、年々増加する汚物の処理が府の行政の大問題となっております。現在のところ、ごみ処理の進捗率は約五割、し尿処理につきましても七割強と、一応順調のようではあります。し尿処理のほとんどはまだまだ下水道終末処理によるものではなく、これによるものはわずかに一三〇程度であります。私どもが訪ねました豊中市でも、下水道終末処理方式を強く希望し、そのための国の援助を強く要望しております。両府県とも、日増しに深刻度を加えているこれらの汚物の処理には頭を痛めており、したがって、その対策のためにも多額の経費を要するのでありまして、今後とも国の強力な援助によってこれを推進することが必要であると思われるのであります。

次に、重度心身障害児対策について申し上げます。御承知のとおり、これら児童は最近まで治療、回復の困難性や処遇に多額の費用と人手を要すること等の理由もあって、放置に近い状態にあったのでありますが、その意味で私どもが視察したばかりこの学園はまことに画期的な施設といえましょう。本園は、財団法人太木会が、昨年、国及び県の補助を受け設立したものであります。しかしながら、現在のところ、入園児童はわずか二十名であり、滋賀一県の需要にも応じ切れない状態にあります。この七月までにはさらに七十床が増床となりますが、これに対し、入園希望者が全国から殺到し、申請中のもののみです。二百名を数えております。白痴児一つとらえてみて

も、滋賀、大阪両府県で約千名にも及ぶといわれ、全国で重度心身障害児施設への要収容対象児は三万人から四万人に達すると推定されることとてあります。しかし、発足早々のびわこ学園においてすでに療育費の不足が生じており、さらに給食等、待遇の問題もからんで医師、看護婦など職員確保の困難の問題も起こりつつあります。以上の諸点から見まして、これら不幸な児童のため、国が全国各地に施設を設置し、救済をはかることが急務であると考へます。

次に、労働災害防止施策の実情について申し上げます。

滋賀及び大阪両労働基準局とも、新産業災害防止五年計画に沿って努力を払っており、現在までのところ、千人率では一般的に減少傾向を示し、一応の成果はあがっているものと考えられます。しかしながら、両府県とも、ここ数年間は、産業の発達等に伴って、災害事件数そのものは増加しているわけでありまして、今後一そうの努力によって災害の減少に意を払う必要があろうと思われ、さらに、問題は、相変わらず小規模事業所に災害率が高いこと、また、建設事業、運輸事業、林業、土石採取業等の災害率が高いことなどであり、そのためには、今後とも一そう強力な監督、指導行政の推進が要求されまうとて、直接事業に従事する者に十分な安全意識を培養することが大切であると考へます。なお、両府県とも、近時、事業所数の増加が著しく、この点からも労働基準局の充実、強化に意を払う必要を感じました。

右のほか、厚生及び労働行政に関する当面の問題として、成人病予防に關する法制定について大阪府から要望があり、また、最近の若干労働者の不足に關し、両府県から対策確立について強い希望が述べられました。後者の問題については、本年度はわずかに四分の一程度の充足しかなく、特に中小企業を多くかかえていた大阪府の悩みは深刻であります。しかし、反面、中高・年労働者の求職難は引き続き継続している状態でありまして、これら労働力の配置に關し、国として抜本的な対策を講ずることが急務であると思つてあります。その他、大阪における港湾労働問題の解決も特に重要な問題でありまして、これら労働者の常利用が大阪市西成地区の民生安定にも関連があるとの観点から、対策を講ずる必要に迫られているのであります。

以上、簡潔であります。報告を終わります。

○委員長(鈴木強君) どうもありがとうございました。派遣委員の各位には御苦勞さまでした。本調査を施行するにあたり、たいへん御協力をいただき、また、関係各県の各位に對して、心からお礼を申し上げたいと思ひます。

なお、派遣委員の報告に對しまして御質疑の申し出もありませんが、いづれ日をおたためて、労働、厚生両省より、要望事項に對する御見解等をお述べいただいた上で行なうことにいたしまして、本日は報告聴取のみにいたしておきます。

また、お手元に配付いたしました第一班(静岡、山梨)及び第二班

は、これを會議録の末尾に掲載したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(鈴木強君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(鈴木強君) 次に、予防接種法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより、本案に対する質疑を行ないます。御質疑のある方は、どうぞ御発言を願います。

○徳永正利君 この予防——むずかしい学名があるようでありまして、これを一々その学名で御質問する時間もかかりまして、「小児麻痺」ということばで、俗名で呼ばしていただきますから、そのように御了承いただきます。

御提案の趣旨は、一応提案理由の説明で承知いたしました。最近における小児麻痺の発生状況、それから、それに対してどういう今日まで措置がとられてきたかというところを概略お話しただきたいと思ひます。

○政府委員(若松栄一君) わが国の小児麻痺の発生状況は、昭和二十五年から二十六年にかけまして、患者が約三千名ないし四千名くらいで、多かったわけでございます。その後、昭和二十八年、九十年ごろに若干下降いたしましたけれども、三十年にはまた三千四百名とふえております。その後、一年ごとに増加の傾向を示しまして、昭和三十三年には再び二千六百名、特に熊本、宮崎、鹿児島、山口、新潟、長野というような各県に集約的な発生を見

たのでございます。さらに、三十四年に入りますと、神戸、八戸に集団発生があり、一そうどうも増加の傾向が見えてまいりました。そのため、昭和三十四年の六月に、伝染病予防法による届け出の義務を課する手続をいたしました。三十四年には二千九百七十七名を数えましたが、三十五年には、さらに流行的な増加があり、北海道においては爆発的な流行が始まったのであります。過去におきます集団発生というものは、大体そう大きな規模ではなかったのですが、三十五年には、北海道等におきましては、かなり大規模な集団的な発生を見るに至りました。これに對しまして、アメリカにおきましてはソーク・ワクチンというものがすでに開発されておりまして、昭和三十年には一般に使用をされ始めております。わが国でも、このことにかんがみまして、昭和三十三年に不活化ワクチン、いわゆる古いソーク・ワクチンでございますが、その基準をつくりまして国産化を進めたわけでございます。そして、三十六年一月から、生後六か月から一年六か月の間の乳幼児に予防接種を実施いたしました。また、三十五年に入りまして、患者の発生が五千六百名という大量になりまして、一方、ソーク・ワクチンの生産の見通しがつきまして、昭和三十六年の三月に予防接種法を改正いたしました。三才までの乳幼児にソーク・ワクチンを注射する義務を設けたのでございます。ところが、三十六年に至りまして、九州はじめ、一円に、前年の北海道にも劣らないような大流行が始まりまして、そのために、三十六年の六月に、すでにカナダにおいて開発され

ておりました生口生ポリオ・ワクチンを緊急に輸入いたしました。そうして緊急対策として七月から一斉に投与を始めた。このときの対象は生後三か月から六才までの乳幼児でございます。この結果、三十六年における患者数は、前年度の半数程度にとどまったのでございます。このことにかんがみまして、いわゆる小児麻痺の撲滅のためには生ポリオ・ワクチンがきわめて有効であるということから、三十七年の三月から五月にかけて、再び生後三か月以降の乳児から十三才までの学童に對しまして、第二回目の生ポリオ・ワクチンの投与を行ないました。その後、引き続きその対策が本年の年度末まで行なわれるわけでございます。現在までの患者はきわめて急速に減少いたしております。五千名程度までまいりましたのが、三十八年度におきましては百四十名程度の患者に減少いたしております。以上が概要でございます。

○徳永正利君 大体の経過はわかりましたが、ソークから生ワクチンに変えたというその理由が、その点をもうちょっと詳しく御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(若松栄一君) ソークとセービンとの生ワクチンが、ほとんど時期を同じくして開発されておりましたが、ソークのほうが若干先に実験が進みまして、効果を確かめたのが若干先であります。そういうことで最初にソークを取り上げましたけれども、その後の各国における実験結果から、セービン・ワクチンの方がはるかに有効であるということが大体確認されましたので、セービン・ワクチンに切りかえ

たわけでございます。

○徳永正利君 そこで、問題は、その国産の生ポリオ・ワクチンの安全性の問題が出てくると思うのですが、いま諸外国——まあ私もよくあまり知らないのだが、セービンでは外国でどこが一番安いか。日本に輸入した場合に、一番安いところはどこなんでしょうか。

○政府委員(熊崎正夫君) ソーク・ワクチンのはうですか、生ワクチンのはうでございますか。

○徳永正利君 生ワクチン。

○政府委員(熊崎正夫君) 生ワクチンにつきましては、先生御承知のように、主としてソ連、カナダ等から、三十八年以降、数回にわたって輸入をいたしているわけでございますけれども、この輸入にあたりまして、従来は國が全額買い上げるというたてまえをとっておりまして、それで全部これを競争入札でやったわけでございます。それで、最初の、先ほど公衆衛生局長から御説明ありましたように、三十六年の七月に緊急投与ということになりましたときにはソ連とカナダ、これはソ連の場合にはボンボン、カナダの場合にはシロップということで千三百人分入れまして、ワクチン代は一人当たり大体三十円ということになっております。その後、技術的にも進んでまいりましたと見えて、翌三十七年に千七百万人分投与いたしましたときにはカナダの分だけでございまして、これは一人二十円、それから三十八年に八百五十万人分やりましたときにはカナダとソ連の両方から入れまして、これが一人十七円、現在のところ、三十八年度分も大体十七円と、こういうことになっております。ただ、ソ連のワクチンに

つきましては、これは全部國でやっておりますので、國際入札の關係上、カナダ等との輸入の競争上、ソ連のほうが価格を便宜的に提示してくるという形に相なっております。

○徳永正利君 日本の國産のワクチンは、安全性がどの程度に確かめられてるか、これは聞くところによると、まだ人体実験もやられていないという話を聞いておるのでありますが、この点について、ひとつ安心のいくようなお話を承りたいと思ひます。

○政府委員(熊崎正夫君) 徳永先生御指摘のように、現在のところ、生ポリオ・ワクチンについての安全性については、若干一部分の方で御指摘のような不安を抱いておる方があられるやに私も承知をいたしております。しかし、生口生ポリオ・ワクチンを國內で生産するにあたりまして、厚生省のとりました対策としましては、十分御納得のいくあらゆる手段を講じてきたというふうに、私も自信を持って申し上げてよろしかろうと存じておるわけでございます。

経過につきましては、大体ポリオ・ワクチンといひますか、こういうワクチン類を製造する場合には、生物学的製剤でございますので、慎重に、中央薬事審議会の中に特別部会がございまして、生物学的製剤の特別部会におきまして生口生ポリオ・ワクチンの基準を制定するという手続をとるわけでございます。現在のところ、ワクチン類につきましては、全部製造基準といひますか、基準ができ上がっております。生ポリオ・ワクチンにつきましてもその基準の作成をやりまして、これが昨年の七月二十日に生口生ポリオ・

ワクチン基準というところで制定されたわけでございます。その基準に基づきまして製造が開始されるわけでございます。製品ができ上がった場合には、やはりその基準に基づきまして厳重な國家検定を受けるという手続が必要なわけでございます。この國家検定をやりましたのは、國立予防衛生研究所でやったわけでございます。したがひまして、厳重な製造基準に基づきまして、しかも、製造過程において自家検定も行ない、その上で國立の予防衛生研究所で厳重な國家検定を受けたということでもって、私もその安全性が十分確保されるというふうな考へておるわけでございますが、ただ、その製造基準というものは、それではかつてにわが國が定めるのかという御疑問もあるやうかと存じますけれども、これは絶対にそういうことはないのでございまして、昭和三十六年以来、生ポリオ・ワクチンの投与成績が出てまいりましたし、それから、先生方も御承知のように、世界各國で生ポリオ・ワクチンを使っておりますので、WHOのほうの勧告基準が参考にされたことは当然でございますが、このWHOの基準というのは、これは國際的な基準でございます。それで、國際的な基準に基づいて國內の製造基準をつくったというほどでございますから、これは國際的に認められた基準というふうな申し上げてもよろしいと思ひます。それから、もう一つ、いわゆる生ワクチンにつきましては、いろいろな學者のワクチンがございまして、セービンの株、コックスの株、コボロスキーの株とか、いろいろなのがございまして、國際的に最も安全であるという

ふうにいわれておるのが、セービン博士の株でございます。日本の国内ワクチンに使いましたのもセービン博士の株であるわけでありませう。

このセービン博士の株につきましまして、過去において、昭和三十六年に緊急投与で生ワクチンを使用するといった場合に、やはりその安全性が問題になりまして、学者の方々に頼みまして、約六千名の学者の方々が持っており、保育所とか幼稚園といったところのファイールドの実験も終わっておりませう。それから、また、引き続き生ポリオ・ワクチン協議会という研究協議会をつくりまして、日本のワクチンの学者を全部集めました協議会におきまして、大体北海道、福岡、熊本あたりを中心にして、三十万人にわたります。広範な投与の実験をやったわけでございます。その点で十分安全性が確保されておることを、このセービン・ワクチンにつきましまして確認をした上で昭和三十六年以降投与を続けたわけでございます。これを全部延べにいたしますと、すでに四千万人分のセービン・ワクチンの投与が安全に行なわれておるといふ実績があるわけでございます。これだけの実績がございませう。このセービン博士から分けていただいた株を主体にしてつくりまして、しかも、国際的な基準に基づきました製造基準に基づいた国内の生ワクチンであるということでもって、十分安全性は確保されておるといふふうに、私も自信を持って考えておるわけでございます。

○徳永正利君 日本で製造した場合に、一人分の価格といいますが、それは幾らぐらいですか、日本製では。

○政府委員(熊崎正夫君) 大体四十七円程度というふうに考えていただいてよろしいと思います。

○徳永正利君 この生ポリオ・ワクチンというのは、一体どのくらいの国が製造しておるのですか。

○政府委員(熊崎正夫君) 大体、いわゆる欧米先進国といえますか、そういったところでは、ワクチンは国内産のワクチンをもって使用するという原則を立てておられて、わが国におきましても、ワクチン類につきましましては、輸入品はやめて、なるべく国内産でやっていくというたてまえをとっております。先ほど公衆衛生局長が御説明いたしましたように、ソーク・ワクチンにつきましても、最初はアメリカから輸入しておったのでございませうけれども、なるべく国内でやるべきだということ、多額の研究費をつぎ込みまして国内のソーク・ワクチンの生産に成功し、次に、生ワクチンがより有効であるということでもって、この生ワクチンについても、やはり国内製造に踏み切るべきだということで、鋭意研究を続けまして、ようやくその効果をあげたわけでございます。大体ソ連国も含めまして、国内産でやるといふことをたてまえにいたしておりまして、まずワクチンの生産を国内でやらない国というのは先進国にあらずというふうなことになるおるやに聞いております。

○徳永正利君 それは、国産愛用というのには私は好きでございます。それにこしたことはないと思います。ただ、問題は、自動車を使うようなわけのものでなくて、当面の病気の予防でございますから、その辺にちょっと

何ほ国産といつても問題があるうと思ふ。特に定期予防接種のうち、小児麻痺のワクチンのみが補助金の対象になっておると思ふんですが、その場合に、どうしてもその安いやつをより多くの人にやる、それと並行して国内産を安い価格まで近づけるとか、あるいはまた生産を伸ばすとか、いろいろの問題が出てこようかと思ひます。当面その安全性も確かめられたし、安い品をより多くの人に与えるというふうなことをおやりにならないのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○政府委員(熊崎正夫君) 先ほど私が申し上げました、いわゆるワクチンの輸入価格でございますが、ソ連なりカナダから入れます輸入価格につきましましては、まあ日本が最初に生ワクチンを使用するということでもって、国際競争力の中に立たされたわけでございます。で、相当値段的には各メーカーが、まあダンピングといったら少し語弊があるかもしれませんが、せひとも日本で自分の国の生産品を使つてもらうということ、相当値段を安く入札してきたということが私どものほうとしてはわかつておるわけでございます。それで、御参考までに申し上げますと、昭和三十七年——一九六二年には、アメリカにおいては大体一人分九十七円になっております。それから、大体九十七円でございますから、いわゆる国内産のもの、と国外産のものとはだいぶ差があるということはおわかりかと思ひます。それと、もう一つ、過去におきまして三十円から十七、八円というふうな先ほど一人当たりの単価を申し上げましたが、この分は、実は国家検定の経費というものは入って

いない。それから、いわゆる国内への輸送のための梱包料とか、あるいは液を希釈して飲ませる——原液でまいるますので、これを薄めて飲ませる液代なんかも入っていない。それで生ワクチンの検定につきましましては、これは非常に長い三、四か月ぐらいの検定期間を要しまして、いわゆるミドリサルの頭を使って検定を丁寧にするわけでございます。生ワクチンの検定につきましては三千万円以上の検定代が要るわけでございます。これは全部メーカーが負担するというになります。で、過去のいわゆる外国品のそういう検定料なり梱包料なり希釈液が入らない単価と比べてみますと、私どもは決して四十七円というのはそう不当に高いものではない。たとえば私どものほうで計算しましても、検定料並びに梱包、希釈液代を含めまして、大体十円ぐらゐにはならないか。そうしますと、当初ソ連のボンボンを入れましたときの値段は三十円でございます。で、その分を加算しても大体四十円、片一方は四十七円でございますから、七円ぐらゐ高いという程度でございます。この点は、最初の国内産の製品でもございませう。そうめちやめちやに高い値段で国民に投与するといふふうなことはならないのじやないかという感じを持っておるわけでございます。

○徳永正利君 価格と今後の見通しもお聞きしたいと思ひますが、その前に、予防接種をおやりになって、いろいろ事故があったらと思うのですが、それに対する措置というものはどういふふうになっているのか、その点をひとつお伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(若松栄一君) 生ポリオ・ワクチンにつきましては、すでに世界で何千万という経験がございませう。それで、御承知のように、カナダで3型で麻痺が起こったのではないかと、これを疑われまして、一時使用中止して精査をいたしました結果、これはそういう心配はなかったという結論で、また再開をいたしております。日本でもそれらの点を十分注意していままでやってまいりましたが、現在までポリオの生ワクチンを飲んだと時期を同じうして麻痺が発生したというふうな例をできるだけ広く集めて調査をいたしました。その際においても明らかにポリオの生ワクチンに伴う麻痺はございませう。ただ、六例だけ、非常に軽い麻痺が起った例が、少なくともポリオのワクチンと関係がないといふことを否定し切れない例が六例ございませう。もちろんそれは現在すべて軽快いたしております。そういう意味で、この生ポリオ・ワクチンにはそのような障害は今後もおそろく起こらないだろうということを信じております。なお、予防接種一般の問題につきましまして何かの事故が起きて、それが明らかに国の責任に帰すべきものであるとすれば、それは当然国が賠償責任に当ることになると思ひます。

○徳永正利君 そういう点は十分注意してやられるべきであらうと思ひますが、万遺憾のないような措置をおとりになるように希望申し上げておきます。

いますから、承りたいと思います。

○政府委員(熊崎正夫君) 現在生ポリオ・ワクチンを製造しておりますが、これは、いわゆるワクチン・メーカー六社が共同出資により生ポリオ・ワクチンの研究所がつくっておりますわけでございまして、いわゆるワクチン・メーカー、これは薬についても同じでございますけれども、大量に使用されるということになれば、当然値段は下がっていくというのがたてまえでなければならぬわけでございまして、ただ、生ポリオ・ワクチンの今後の投与計画につきましては今度の法律改正にも出ておりますように、大体生後三カ月から十八カ月までこれを定期的にやっていくわけでございまして、国内のいわゆる需要というものは、ある程度限られていくわけでございまして、したがって、東南アジアその他、やはりポリオ患者というものはほとんど出ておるわけでございまして、その方面に大量に輸出をやるというふうな計画も目下研究所のほうでは立てておるようでございまして、そういうふうな何千万人かの輸出が達成されていくという事態になるとすれば、これは価格というものはどんどん下がっていくというたてまえになるだろうと思っております。しかし、さしあたって固定された国内の需要だけを供給でまかなっていくということになりまして、直ちにそれじゃこれが十円とか、あるいは五円とかいうふうな形に下がっていくということは、やはりなかなかむずかしい問題ではないか、こういうふうな考えておる次第でござい

○徳永正利君 これは厚生省でなか

かどうこういうわけにはまいらぬと思

○政府委員(若松栄一君) 小児麻痺は、御承知のような麻痺を残すきわめて不幸な病気でございますので、万一後遺症が起りました場合には、できるだけ早急に治療を加えて麻痺を回復させたいということで、児童福祉法に育成医療というものがございまして、麻痺が起りましたような子供については、公費をつぎこんでも、できるだけ早期に治療するという制度が設けられてございまして、なお、そのほか、麻痺がかなり固定した場合にも、できるだけそれを回復させて、将来社会生活ができるように訓練するために、肢体不自由児施設等もございまして、そのほか、発生時の場合に備えても、御承知のように、この前の流行のときから鉄の肺等をほうばうに備えつけてまして、救急の措置を講じておるわけでござい

○徳永正利君 これは親としては大切

す。先日大阪においては、その空

○政府委員(若松栄一君) 小児麻痺は、御承知のような麻痺を残すきわめて不幸な病気でございますので、万一後遺症が起りました場合には、できるだけ早急に治療を加えて麻痺を回復させたいということで、児童福祉法に育成医療というものがございまして、麻痺が起りましたような子供については、公費をつぎこんでも、できるだけ早期に治療するという制度が設けられてございまして、なお、そのほか、麻痺がかなり固定した場合にも、できるだけそれを回復させて、将来社会生活ができるように訓練するために、肢体不自由児施設等もございまして、そのほか、発生時の場合に備えても、御承知のように、この前の流行のときから鉄の肺等をほうばうに備えつけてまして、救急の措置を講じておるわけでござい

題であると、こういうふうな考えてお

○政府委員(若松栄一君) 小児麻痺は、御承知のような麻痺を残すきわめて不幸な病気でございますので、万一後遺症が起りました場合には、できるだけ早急に治療を加えて麻痺を回復させたいということで、児童福祉法に育成医療というものがございまして、麻痺が起りましたような子供については、公費をつぎこんでも、できるだけ早期に治療するという制度が設けられてございまして、なお、そのほか、麻痺がかなり固定した場合にも、できるだけそれを回復させて、将来社会生活ができるように訓練するために、肢体不自由児施設等もございまして、そのほか、発生時の場合に備えても、御承知のように、この前の流行のときから鉄の肺等をほうばうに備えつけてまして、救急の措置を講じておるわけでござい

する影響をもう一つ調査を十分する、四日市や大阪等においてそのための施策をする。また、今年度におきましても、最近の機会において、四日市等には空気の汚染度を調査する自動的な機械——二千万円か三千万円の機械を購入しまして四日市に備える。東京都におきまして、あるいは大阪等におきましても、若干汚染度の自動測定、こういうふうなことをいたしておるのをごさいまするが、まだきわめて不完全である。東京都におきましては、最近スモッグ問題につきまして、スモッグの起るような場合には、さらに煙の排出量を規制するための規程をつくったのでありまして、スモッグが出るようなことは大体気象庁でも予想できると。したがって、その際には、東京都知事が煙の排出をかげんするように勧告することができ、こういうふうなことになるかと申せば、そういうことで、まあどちらかと申せば、われわれとしては、ことし厚生省の公害課ができるのでありまして、ほんとうの調査研究というものはこれから本格的に始まるのだ、こういう程度に考えております。いずれにしても、冒頭申し上げましたように、この問題は政府部内の連絡調整というものがまだ十分いっておらぬ、これをいまからすぐそういうふうな組織をつくってまいりたい、こういうふうなことを考えております。

○説明員(日下部文雄君) 気象庁におきましては、この大気汚染という問題は、結局大気中の現象でございまして、気象と非常に密接な関係があることは申すまでもないことでございまして、数年来、三十六年ごろから気象研究所で、スモッグが発生した場合にどういふような気象状況になつておるか、どういふ場合に煙がたまりやすいかというふうな問題につきまして、東京を中心とし、大阪方面でも調査を重ねてまいりまして、大体スモッグが濃い場合、薄い場合どういふ状況であるかというふうなことに關しましては、かなり調査は進んでまいつたわけでございます。しかし、これで完全にいくという状態にはなかなかまいりませんので、今後ともそういう方面の研究を続けていかなければなるまいと思つておりますが、ばい煙排出規制の法律がออกมาして、その細則によつて、たとえば無水亜硫酸その他の有害なガスがどのくらいの条件になつたときには、気象の状況の通報を受けて排出の規制をやられるというふうな手続がきまつてまいりましたので、私どもとしましては、発生したスモッグがそのまま持続するか、濃くなるか、あるいは消えていくかというふうな、気象条件に關する部分につきましては、できるだけ規制のお役に立てるような通報をいたしたいというふうな方向に進んでまいつてゐるわけでございます。しかし、スモッグの問題と申しますと、在来から行なわれております気象の観測という範疇で考えてみますと、こういう濃い煙霧という問題は、われわれのほうは昔からおもに取り扱つておりましたのは、大体視程の障害、要するに見えぬが、悪くなるために、たとえば飛行機の離着陸とか、自動車の運行に障害を來たす、要するに視程障害、視程が悪くなるということを目安にしてスモッグの観測を従来やつておつたわけでございます、それに関しまして

は、濃霧注意報とか、そのほかの情報なんかを出すような仕組みが一応できているわけでございますが、公害の大きい部分として公衆衛生の問題ということになりますと、それ自身を観測して、その予測をするというふうな問題になると、ちよつと問題がむずかしいことになるわけでございますので、現状においては、そういうほうについておくとあふなくなるという状況を厚生省なりほかの機関でおはかりになつて、こういう状態になつてきている、そういうところからスタートして、そういう状態が続くであろうか、あるいは解消していくであろうかという、気象的な見通しのほうを通報してお役に立てていくのだというふうな方向で現在はお考へてゐるわけでございます。もちろんこの問題は、たとえば濃霧注意報というふうな問題に關しまして、地域性の非常にある問題でございまして、たとえば東京都の中でも、特定の場所に濃く滞留するというふうなこともございしますので、これをどういふふうに解決し、お役に立てていくかという問題については、今後大いに調査研究を重ねていかなければならぬ問題であると考えて、その方向で、そういう観測のやり方であるとか、どういふような機械を使えばいいかというふうな問題についても、非常にたくさん問題を残しておりますので、鋭意努力してまいつてもいいで考へてゐる次第でございます。

○説明員(加藤庄市君) 公害の問題につきましては、通産省といたしましては、今後の産業の健全な発展というためにも、この公害の問題を十分処理しなくちやいかなという考へ方で、前向きにこれを処理することで積極的な諸対策を講じてゐるわけでございますが、現在、ばい煙規制法——昨年の九月一日に指定地域の指定と排出基準の適用がありまして以降、私ども通産省の施策として、諸般の技術的な指導に特に重点を置きまして、これに必要な技術開発、すなわち、公害防止のための一般に適用できる技術の開発を、私たちの試験所を中心にして、開発を、相当数の予算を組みまして、開発に鋭意努力中でございます。それととも、私どもは各工場、事業場等を中心にして、この防止技術について十分な普及をいたしたいということ、研修会及び講習会等を開催中でございます。なお、助成につきましても、開発銀行ないし中小企業につきましても、中小企業近代化資金というふうな制度を活用いたしまして、各事業場、工場等の防止施設を設置を鋭意促進してゐる次第でございます。また、スモッグのときの措置につきましても、厚生省、気象庁ともお互いに連絡をとりまして、現在、法の二十一条に基づき措置を、各府県を通じて、周知徹底する方向でやつておるわけでございますが、一応二十一条に書いてございまして、工場、事業場等について、不急不要の燃焼の自粛とか、あるいは燃焼法の改善等について一般の協力を求めることにしております。さらに非常に濃度が高まつてきた場合につきましては、さらに適宜に具体的な事項を示しまして、個別的に協力するように指導しております。

○藤田藤太郎君 このスモッグ、ばい煙、それから自動車の排気ガス、まあ私は学問的には詳しく分けることはよいいたしませんけれども、亜硫酸ガスといひますか、いろいろな要素のものがスモッグと一般的にいわれてゐるわけでございます。そこで、私は、一昨年でしたか、朝日新聞の好意によつて、東京の上を飛行機で一時間半ほど見て回つたわけでございます。いま気象庁は特定の場所にとおっしゃいましたけれども、私の知識で感じたことで見ますと、特定の場所じやなしに、特定の地方の空の上を五百メートルから七百メートルぐらいのところにかたまつて移動をしておる、風があつたら移動をしておる、十メートルぐらゐの風じゃ飛ばない、そして雨が降つたり雪が降つたりぐらゐじゃなかなか落ちないものであつて、その当時話をされた人の意見によりますと、しとしと雨が三日ぐらゐ降らなかなかな晴れないんじゃないか、こういうことを言われておつた私は思ふんです。このばい煙規制の問題、スモッグ規制の問題は法律をつくつてやることになつたんですけれども、私は、先日大阪へ行つて驚いたわけなんです。天気はよいのに、もうほとんど夕やみのような状態です、昼の日中に。私は大阪ばかりじゃないと思うので、最近出された資料を見ると、大阪の辺が一番最高度に近い状態はなつてゐるようです。そういう状態が北九州にもあるようでありまして、そうなるにつれて、たとえば川崎や千葉から東京湾を包むばい煙、スモッグというものが、風の方向で東のほうへ行つたり西のほうへ行つたり、上のはうだけで移動をしておつて、そして五百から千ぐらゐのところ

にかたまつたものは、しゅつちゅうその地域の国民生活に非常に深刻な害を与えている。これの根をもっと深くやっつけていくと、さつき厚生大臣がおっしゃつたようなことに私はなると思うんです。何といつても一番主たるものはばい煙です、やっぱり煙だと思ふんです。工場の煙突から出る煙、その他の煙突から出る煙、それにいろいろなものがある。われわれが想像しないようなところまで私たちが生活の上を舞っている。ですから、川崎の上がどうの、東京の都心がどうのという問題じゃないのです。東京の郊外なら空気がいいんだというような認識には今日立てないほど深刻な問題だと私は思ふんであります。ですから、そういうことを根元から私はとつていかなければ、いま通産省の方は、昨年の九月に指定して云々という話がありましたし、研修会や講演会を開いてということがある。しかし、私は、通産行政については非常に大きな批判を持っているわけでありまして、意見を述べている。なぜかと申し上げますと、あまりにも生産本位に物事をお進めになり過ぎるんじゃないか。だから、こういう問題は、あとをついていくというのか、置き去りにされているというのか、いまの現状ではないか。だから、私はここで一番お願いしたいことは、私は、通産省は、ばい煙の規制の問題について、もっと真剣に取り組んでもらいたいという気がするわけでありまして、いづれ問題は、社労の委員会にはもつと通産省の関係が出てくるわけでありまして、たとえばこれと直接関係がありませんけれども、炭鉱の災害の問題も炭鉱保安、要するに労働災害の問題も非常にこの問題と同じようなと言

うのは言い過ぎかもしれないませんが、生産というところにあまりに力をお入れになつて、それから出てくるいろいろな障害というものがどうも置き去りになつておるような、私は気がするわけでありまして、この前の法律案項を見てみまして、いま二十一条の規制をとおしやいましたけれども、どういふ程度におやりになつておるのか。大阪を見ますと、三十七年の四月は二一だつたものが、今度は大阪は八一になつておるわけでありまして、たとえば大阪の例をとつて、最高八一、平均二一になつておる。この前の資料で見ますと、その四分の一の状態なんです。そうすると、これはどうなるのでしょうか。総量が二一ということになつていますが、これとどういふか、いかにこの前の資料とこつちの資料とは資料の出どころが違うので、よく見当がつかみませんけれども、一つのところをとらえてみても、非常に急速にふえておる。それから、九州の若松なんかへ行くともうすごいものなんです。八幡、若松というものは、この前の資料で見ますと、これが合うておるのか合うていないのか、ぼくはよくわからぬけれども、そんな数字になつてこないような気がするわけですから、か、よくわかりませんけれども、相当急速にふえておるところがある。そこは産業の発展だ、だから、やむを得ないといへばそれまでもしれませんけれども、そう私は済まされたいのじゃないか。ですから、この前の法律をおつくりになるときに、つまり既設のものは二年間適用を除外するとか、

それから一番大きなたぐさんのお化け煙突といわれたような、電気事業法の適用及びガス事業法の適用を受けるものについては適用除外、この法律を適用せずというようにすることが前の法律に入つておるわけでありまして、そうすると、このばい煙の規制というのは、根本を押さえずに、いま法律改正の問題を議論しておるわけじゃありませんけれども、問題は、スモッグをなくしようという一環としてこれができた。だから、そのスモッグをなくしようという根本理念が、大臣のおっしゃつたように、公害関係懇談会といいますが、そういうようなところである中で通産省が大きな役割を果たしていただかなければ、この問題は解決しないのじゃないかという気が私はするわけなんです。

それから、気象庁のほうもおっしゃいましたけれども、どうぞひとつ、天気予報とか何とかには云々というお話がありましたけれども、いま日本の空がどうなつておるのか、雨、雪、風という問題を中心に、天気図その他において御努力をいただいておりますことは感謝いたしますけれども、実際にいまのスモッグがどういふ条件であるというふうなことは、私は、やはりもっと的確に、飛行機が何かを飛ばしていただいて、予算を要求していただいて、そうして公平な立場からひとつ定義をしていただきたいと思ふのです。定義をしてもらつて、こういう状態の中ではどうなるのだ、これは人体にどうなるかというところは厚生省がよく分析して研究されるわけですから、ひとつ雨が降つたり風が吹いたりしたらスモッグは飛んでしまふのだというふうな考え

方で、みんな郊外が空気がいいというふうな考え方は、もう現実では通用せぬような状態になつてきているというふうなところも、私は、気象庁はさうくばらんに、もっと大胆に問題を投げかけていただきたい。そうして一つの面からは人体に關係する問題として、ひとつ厚生省でうんと研究してもらつて、厚生省がやはりそれを意見として出していただいて、その予防措置を——どこに原因があるか。たとえば運輸省の自動車排気ガスにも問題がありましようし、ばい煙の問題もありましようが、主として私はそういう重硫酸ガスですが、そういうところの根源というものは、それを排除するように、大臣のおっしゃる通りに、公害の關係懇談会でもやつて、適切な措置を講じていただかなければ問題は解決しないのじゃないか、私はこういうふうに思ふわけでありまして、

それで、きょうは詳しい資料として通産省にもお願いしておいたのですけれども、きょう言つてきょうでできないというお話でございましたから、いづれ通産省から資料をいただけたら、思います。けれども、そこらについて厚生省の事務当局としていままでどうやってこられたか、關係の優先について、ここにきょういただいた資料にありますが、ロンドンの一九五二年の死亡なんてたいへんなことですね、私はこれが日本にないとはいえないと思ふのであります。だから、そういう立場から、そういう研究をされてどういふ処置をとつてこられたか、ひとつお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(館林宣夫君) 藤田先生御承知のように、大気汚染に対します世界的レベルの規制というものは、イギリスは比較的進んでおりまして、大気浄化法によつて規制が行なわれておるわけでありまして、その大気浄化法の基本となりましたのは、いまお話のございました一九五二年の約四千名一度にスモッグのために死んだという事例がもとになつております。この大気汚染防止の措置の非常にむずかしい点は、どのような種類のガスが——ガスというか、大気汚染がどのような時間継続すればどのような人体障害が起るというところの的確な資料が世界的にまだ確定されていないということが、スモッグ行政を基本的にむずかしめておるわけでありまして、したがつて、大気汚染の許容度はこれ以上は困るという線が出れば、絶対にその線を確保するために各種の規制を強く行なうことができるわけでありまして、したがつて、その場合には、それ以上の工場はその地区には一切許さない、あるいはそれ以上の大気汚染の放出物を排出する施設の拡張も許さない、家庭のばい煙も取り締まる、こういうような措置がとれるわけでございますが、今日私どもが一応の基準としてスモッグ警報の基準をつくらせて出したわけでありまして、それは昨年の十二月でございますが、それはほとんどしまして重硫酸ガスの濃度を考えてつくつたわけでありまして、○・二PPM以上が三時間以上、あるいは○・三PPM以上が空气中に二時間以上漂つたときはスモッグ警報を発して工場側に協力を求め、一般大衆に知らせる、こういうめどをつくつたわけでありまして、こういうめどを世界に通用する基準であるかといへば、こ

これは一応現在のいろいろな経験、学者の意見をもとにして、私どもが暫定的につくったものであります。今日のばい煙規制に對します規定は、したがいまして、むしろこれ以上は人体に困るといふ絶対的の線がなかなか出せないために、どちらかというと、工場側の防除能力に基準が置かれる気配にあるわけでありまして、すなわち、大施設に對しては相当きびしい排出基準を設ける。たとえばばい煙、すす等におきましては、大施設に對しては〇・二%まではよい、〇・六%まで規制する。ところが、中小施設に對しましては、そのような基準を要求することは實際問題としてむずかしいということから、二%程度まで許すと、こういうことになっております。家庭ばい煙に至っては全然規制がない。こういうように、施設側の能力のほうへ基準が置かれる結果になるわけでありまして、そういったしつとどうなるかと申しますと、工場がどんなふうえ、工場が拡張し、家庭の燃料がばい煙を出すような燃料に切りかわれば切りかわるほど大気が汚染するわけでありまして、ただいま御指摘のように、どんな汚染するやつを防除できない、こういう状況が今日のわが国の状況であるし、おそらく外国もそういう状況だと思ひます。

私どもとして、一日も早くこれ以上許容できない大気汚染の限度というものを知らたいわけでありまして、このほうの研究を鋭意進めていくわけでありまして、今日このような研究は、必ずしも系統立っているわけではありませんが、各種の研究が寄り寄り集まって特殊な協議会をつくって固結してありますけれども、必ずしも十分でない現状であるというのが今日の現状であります。したがいまして、昨年九月一日に地域指定が行なわれ、排出基準がどのような方向でつくられましたけれども、その後の進展状況はなかなか容易でない。一応スモッグ警報の基準だけは出しましたけれども、これもなかなかきめ手でないというのが現状でございます。私どもとしては、今後さらに努力をしてまいりまして、三十九年度には、人体と大気汚染との關係を特別に詳しく調べたいということで、先ほど大臣から申し上げましたように、特に大気汚染のはなはだしい大阪、四日市地区について特別調査をしたい、かように考えているわけでございます。

〇藤田藤太郎君 まあそこで、私は、やっぱり厚生省は九千六百万の人命をあずかっている行政庁ですから、なかなか出ないのだということになしに、私はやっぱり努力をして出してもらわなければ困ると思うのです。このお出しになるときには、そのスモッグがどう空の上で移動して、どういうあんばいになるかというようなことは、気象庁の御努力でもっとはつきりして、あらゆる場合をとらえて出していだいで、そして人体的にどうやるかということをして厚生省はぜひ至急に出していただきたい。そうでないと野放しです。法律はできたけれども野放し。そしていま人体に障害を与える限界というものもまだ出ていない。大企業と中小企業と家庭というのになつたら、だんだんとゆるんでしまつてどうにもならぬ。まあそういうことではこれはなかなかたいへんなことだと私は思うのです。ここで議論してみても、スモッグが出ていられるけれどもどう押えるかと、われわれが国民に答えるようがないのですよ、さつぱらんに言つて。どうしたらこれが処置ができるのかという答えようがないわけですから。そうかといつて、生産をとめるわけにはまいりません。生産をやらなければならぬけれども、生産機関の中の根元をやつたり規制をしていただく方向にこれから議論が私は進んでいくと思ひますけれども、しかし、どういう状態のもとにおいて人体に障害があるかという基礎は、やっぱり厚生省は努力して出していだかなければならぬと私は思う。そればかりではなしに、空気を吸つて人体に影響するといふばかりでなしに、昼、太陽が上には照つて、下の人間生活は地平線の生活、環境は一日夕暮れと同じような環境で生活を人間はしている。これは私は、空気を吸う吸わぬといふことで身体障害を起こすといふことと同時に、人間生活というものはもうまっ暗やみだと思ひます。それはもうまっ暗やみだと思ひます。そんな環境で生きていかなければならぬといふことは、このことも私はやっぱり直接科学的な人体障害というものとあわせて、人間生活環境の問題についても重要な問題だと私は思うので、そういう両面からひとつそういう措置を厚生省は考えていただきたい。

〇説明員(加藤正市君) 昨年九月一日に、先ほど申しましたように、排出基準の決定と、それから指定地域の指定を行なつたわけでございます。これは全国で五地域、つまり京浜、阪神、北九州、この三地域の地域指定をやつたわけでありまして、したがつて、この三地域に對してのみ法律上の規制対象地域になつたわけでありまして、それ以外、この規制の基準といふものは、同時に排出基準といふわけでも出たわけでございます。これは業種別に、それぞれにばい煙発生施設ごとにその許容限度をきめておるわけでございます。この許容限度に従ひまして、まあそれに合格していない施設につきましては、それぞればい煙防止施設といふものを設置させるために、現在それぞれ指導しておるわけでございます。現在、私ども、大企業につきましては開銀の融資あつせん等を依頼している向きもございます。それから、中小企業につきましては、近代化等によって府県の援助をお願いしている向きもあるわけでございますが、いずれにしても、公害防止のために役立つ施設については最優先で扱ひまして、私ども融資あつせん等を行なつておるわけでありまして、もちろん、これと同時に、私ども法律の趣旨も十分徹底させるために、厚生省と御一緒に、各地で説明会等をやつ、同時に、技術者の指導のために講習会等を行なつておることは先ほど申したとおりでございます。

それから、スモッグのときの緊急時の措置でございますが、これは先ほど申し上げましたが、各業種ごとにつきまして具体的な措置をやつていただくように、それぞれ業界とお話をしておりまして、たとえばセメントにつきましては、セメント焼成炉、乾燥炉については、一定のときには三〇%以上の操縦を実施するようにお願いをするというふうなことになるっております。それから、鉄鋼につきましては、たとえば製鋼用の平炉、電気炉の酸素の吹き込みを一時中止するということが、特にお願いをすることになっております。

〇藤田藤太郎君 これは三つの地区でございまして、三つの地区のことをおっしゃつたわけですが、いま聞いてみると、セメントの操縦を三〇%押え云々というお話でございましたが、これはどうなんでしょう。片一方は生産であつて、その操縦短縮をやれといふことをおっしゃつておるわけですが、これは、形の上では私はいと思ひますけれども、官庁としてそうおっしゃること、業者はその生産と利益という關係においてやつておるわけですから、そんなものが規制できるのか、私はなかなかむずかしいと思ひます。生産を続ける中でそういうものを規制する、公害が起きないような処置を厚生省は科学的な見地からなぞ考へていられないのでございまして、私いま聞いておると、ばい煙の出る量を操業を短縮することによって規制するといふようなことはどうなのですかね。むしろ大気を汚染しないという立場で

生産を続ける、こういう科学的な研究をなさらないと、利害関係の上に立っている企業などというものは、そうあなたの帳面づらでやったことなどいかにいかにいいこと、思ふ、そのあなたのひとつ置き方が違ふのじゃないですか。

○説明員(加藤庄市君) ただいまセメント、鉄鋼業界の具体的な措置につきまして申し上げましたが、これはもちろん第一には集塵器とか、所要のばい煙の防止施設はもちろんでやってやうなわけでございしますが、特殊の気象条件等が生じた場合におきましてはただ集塵器だけの効率だけで期待はできませんというふうな非常に緊急時につきましては、ある程度の操短もやむを得ないのじゃないかというのを考えまして、私も業界といふいろいろ話し合ひまして、業界が操業上できる技術的に可能な限度を出していただいたわけでございします。

○藤田藤太郎君 あなたは、通産省が汚染の問題で、厚生省と打ち合わせをしておしやいますけれども、空へ上がって、各地がどういう状況にあるかということをごらんになったことがあります。

○説明員(加藤庄市君) 上空と申しますが、ヘリコプター等に私乗って見たことがございますが、大体工場の集合した地方ですね、これの上空の状態というものは見たことがございます。

○藤田藤太郎君 東京のこの空だけをべんごらんになったらどうでしょうかね。工場の煙突によって違いますけれども、千葉県の側からあの真黒な

——大きい電気会社とか、発電の大きな煙突とかのばい煙が東京の空に上がつて、その地域をべんごらんにおうよう吹いているのですよ。それが五百から七、八百くらいのものでみんな固まって、そこから上へ上がらないのですよ。その状況をべんごらんになつて、そして口で言うだけではないに、大気汚染というものの処置をお考えにならないと、それは下のほうではどこからどうなっているかわかりませんけれども、べんごらんになつてその対策をお考えになつてもならなければ、実感が出てこないじゃないかという気がするわけです。私はそういう点が抜けていやせんかという気がします。だから、厚生省は非常に困るのだと私は思うのです。そういうものがたくさん出てくる。厚生省の事業の中で、じんあい処理場というものが地域によって一番大きなばい煙を吹いているということなんです、これには何の処置もされておられません、だから、関係省の始末がそういうことになつていくということも、私はやはり一応考えてもらわなければならぬと思うのです。だから、関係のある官庁がぜひひとつ、公害、大気汚染の閣僚懇談会を開いてもらつて、適切な処置をぜひひとつ大臣、これはやっていただかなければこの問題は解決しないと思うのです。自分の行政上の利害だけを主張しては私は解決しない問題だ、こう思うのです。だから、そういう総合的な閣僚懇談会とか、そこらできちっとしていただければ、気象の面では気象庁が自由に全国の状態をお調べになるであらうし、通産省は、その方針に従

って、ほんとうに汚染をしないような科学的な処理をおやりになるであらうが、いまの状態ではなかなか進められないので、困るのは国民だという回答以外何もありません。これはぜひ大臣、約束していただきたいと思うのです。いかがです。

○国務大臣(小林武治君) 毎々そういう話をしておりますので、至急ひとつ実現をしたいと思います。

○藤田藤太郎君 気象庁の目下部さ、どうなんでしょうかね、先ほどの御意見があつて、私、少し違つたような意見を述べたのですけれども、気象庁の立場から、どうすればいいかと、予算の要るものもあるでしょうが、ひとつもう少し掘り下げた御意見をいただきたいと思ひます。

○説明員(目下部文雄君) 先ほど申し上げましたのは、ばい煙排出規制法に直接お役当座立てる方向のお話を申し上げたわけでございます。根本的な問題になりますと、なかなかいろいろ問題を含んでいると思うのであります。まず、煙が滞留するという種類の問題について、私も考えておりますのは、実際上日本という地域は、スモッグの多い冬の時期において、割合に大陸から季節風が吹き出す地域であつて、しかも、東京とか大阪は海の岸にあるのだから、条件としては、割合に煙の滞留する可能性は少ないところと考えられるわけでありまして、それにもかかわらず、こういうような状態になつていふことは、非常に煙のソースが多いためであると思われまふので、まず、やはり問題は、その辺に一つあるということ、先ほどのお話で、ばい煙が上空で、非

常に停滞して広がるというお話、これは非常にごもっともなお話でありまして、逆転層というものが上にありまして、そこで煙がつかえてしまつて、そして滞留しているわけなんです。それから、われわれのほうとしては、気象の状況として、そういう煙が滞留しやすい気象条件であるかどうかというやうな問題につきましても、これから研究を重ねてまいりますれば、そういうことの予防なり、その後の推移はある程度の確に申し上げる可能性はあると考えております。しかし、このスモッグの場合にもう一つ考えなければならぬのは、私も観測できませんことについて、煙がたまつていくといううが見えなくなる、写真に撮影できない、目にも見えないということ、これはある程度いゆる大きい冬ばいじんというやうな形で起こるもの、すの成される、平たくなれば、煙によって起こるほうは、わりあい私どものいまのやり方でうまくいくと思つておりますが、亜硫酸系統の目にも見えないという種類のもの、これに關しましては、どうも現状においては、何か特別な方法で観測していただかないことには、何もいまのところ、手がかりがありません。現に、ただいま観測しておられる下の低いところでは、こうなつていふところの低いところでは、こうなつていふところのおおかりになつておると思うのですが、それがはたして、煙と同じ状態で、上にとどまつていて、流れるものかどうかということにつきましても、これから相当研究を重ねなければならぬのじゃないか。そういうやうな面で、スモッグの問題を、目

に見える視程障害の部分と、それから人体に害を与える目に見えない気体の部分とについて、私どものほうとしても、そういうものの流れとか何かをもう少し研究してまいらなうと、なかなか根本的な解決のお役に立てる状態になることはむずかしいと思つております。それで、そういう究極において、私もがまずできますことといふのは、そういう煙なりガスなりが滞留し得る気象状態であるか否かという、要するに場の観測と、それからその推移の状況の判断といふものの資料は、私もが責任を持ってやるべき義務ではないか、したがひまして、やはり厚生省あるいは通産省のほうとよく連絡をいたしまして、どういふものがそういう規制に必要であるかということをよく伺つて、そういう資料が提供できるやうな形に持つてまいらねばならぬ。独自の形ではなかなか進みにくいものではないか、そういうふうに考えております。

○藤田藤太郎君 ですから、亜硫酸ガスはどういう状態の中で空気の中にまじつておつて、まず地平線からどの程度で、どういふやうに、たとえばそれが濃度が強くなるとか薄くなるとかいうやうなことを赤裸々に、そういうことなら厚生省はいまでもおわかりになると思うので、ひとつ気象庁と連絡をとつていただいて、そういうことの結論を国民にわかるようにしていただきたいと思つております。目に見えるスモッグ、要するにスモッグといわれるのは、大体四、五百メートルから千メートルの間を移動をする、この処置を大気の中でどうするかというやうなことは、これはたいへん問題ですけれど

せんけれども、通産省に、ぜひこれを
いままで規制してどういうぐあいにや
つてきたという資料を出していただき
たい。そして、あなたのほうで測定さ
れている汚染の度合いを年次別にひと

第一班（静岡県・山梨県）に対する要請事項

第一 静岡県の要請事項

(一) 福祉事務所における現業を行う所員の定数変更について

福祉事務所における現業を行う所員の定数は、社会福祉事業法第十五条に規定せられていますが、昭和二十六年法制定の当時のままの定数でその後改正されていない。

法制定当時は生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法の福祉三法であったが、現在は精神薄弱者福祉法、老人福祉法が制定せられ、福祉五法となっている。

このため現行都道府県の事務所にあっては被保護世帯六十五ケースについて一人、市の事務所にあっては八十ケースについて一人の法定数を次のとおり改正する必要があると思われる。

イ、県の事務所の場合 四十五ケースについて一人
ロ、市の事務所の場合 六十五ケースについて一人

(二) 特殊勤務手当財源の国庫補助について

特殊勤務手当の支給財源を国庫補助金にせられたい。

昭和三十一年以来厚生省は自治省と協議のうえ、福祉事務所における指導監督を行う所員及び現業を行う所員に対し、特殊勤務手当として当該職員の本俸の百分の五に相当する額を特殊勤務手当として支給することとし、その財源は、地方交付税基準財政需要額算基礎の単位費用に算入することとしているのであるが、次の理由により未支給の市が多

い。

イ、市職員全体について福祉関係職員のみを支給することは困難である。

ロ、福祉関係のみを考えても指導監督を行う所員及び現業を行う所員以外の所員に支給する方法がなく、当該職員のみを支給することは困難である。

このため支給財源を国庫補助金にすればその目的が達せられることと思われる。

(三) 施設事務費基準限度額の引上げについて

施設事務費は本俸、期末手当の増額に伴い、その基準限度額が逐年引上げられてはいるが、物価の高騰、人件費の増加等のため、実支出はこれを相当上廻り公立施設では地方自治体の一般財源からの補てん額は総支出額の四十％、民間施設では法人繰入金金は総支出額の三十五％に達しており、施設経営は極めて困難な状況にあるので、大巾な増額措置をとられるよう要望する。

(四) 同和対策について

(1) 基準単価並びに建設級地を引上げられたい。

(2) 施設設置の場合の用地取得費を補助対象とせられたい。

をもつて、世帯員である国民健康保険被保険者に対し、医療費の七割給付をその初年度にあたる昭和四十一年一月から、全世帯の概ね四分の一について実施されようとしているが、被用者保険の被扶養者についても同様な給付率の引上げ、なかななく、低所得階層の家族の医療費負担については、このような画一的な扱いではなく、もっと実情に即した配慮が国の負担においてなされるよう、積極的な働きかけを要望する。

(六) 日雇労働者健康保険のレベルアップについて

中央においては、この保険制度の抜本的な改正が目論まれているが、現実の問題として、現今日雇労働者と呼ばれる労働者層の所得水準は、制度発足当時のものとは遙かに向上し、いわゆるボーダーライン層の者たちはごく僅かである。

この際構造的な面の改革が行われようとしているとき、医療保健制度全体の問題として、この保険のすべてをレベルアップし、他の被用者保険との格差の是正について、積極的な働きかけを要望する。

(七) 中小企業関係青少年福祉施設の助成について

中小企業に働く青少年の福祉施設（青少年ホーム、働く婦人の家等）に対する助成を大巾に拡充されたい。

(八) 職業訓練所運営経費の国庫補助の増額について

昭和三十七年度の職業訓練所運営に要した経費は七四、〇五〇千円であった。これに対して国庫補助は、一五、六八〇千円と非常に低いので、補助対象の拡大を図り、人件

費、実習経費、機械購入等の補助を増額されたい。

(九) 職業訓練所建設に対する国庫補助の増額について

建物建設に対する国庫補助基準は坪五万円であるが、昭和三十七年度に建設したものをみると坪七万四千円かかっている。

したがって、補助単価を実際にかかる経費に近い単価にされたい。

また、訓練所を建設する際は廊下、事務室等も当然必要になるので基準に示された教室、実習場のみでなく、補助対象を拡大されたい。

(十) 民間保育所保育母の給与の引上げについて

民間保育所勤務の保育母の給与を公立保育所なみの給与にせられたい。

(11) 民間保育所の保育母の給与が低い

ため保育母を得ることが困難である。

(3) 公立民間保育母給与の比較		(2) 民間保育所の運営に支障を生じ、保育行政に行詰まりを来す。	
区分	主任保育母の平均給与	保育母の平均給与	
公立	21,851円	16,838円	
私立	15,283	12,558	
給与差	6,568	4,280	

【参照】

○説明員（加藤庄市君） はあ。
○藤田藤太郎君 それじゃそれでけっこうです。
○委員長（鈴木強君） 他に御発言もなければ、本件についての御質疑はこの程度にとどめます。
本日はこれにて散会いたします。
午後三時十八分散会

(一) 重度心身障害児施設の法的根拠について

重度心身障害児施設は法的根拠がないため施設の推進に困難性が伴うから法的根拠のあるものにせられたい。

(1) 補助金が僅少であつて施設の設置運営が極めて困難である。

(2) 援護を必要とする対象数県下一、一〇〇人(学問的に人口一、〇〇〇人に一人)

(3) 其の他
現在施設設置について親の会を中心に署名運動が行われており一般の要望も強い。

(四) 国民年金市町村事務費交付金の引上げについて

国は市町村に対し、国民年金事務の執行に要する費用として市町村事務費交付金を交付しているが、昭和三十七年度についても市町村の必要経費に対する交付率は五十三%(昭和三十六年度七十七%)で毎年多額の負担を続けている。

このままでは今後における業務の推進に重大な支障を来し、制度の円滑な運営が阻害されるおそれがあり、また市町村からも、交付金の増額について強い要請もあるので、これが増額について特段のご配慮を願いたい。

(五) 国民年金保険料納付組織の育成強化措置について

国民年金の保険料納付は自主納付を原則としているが、被保険者が、保険料を月々又は納期限毎、個々に役場に納付することの困難な事情から各市町村とも保険料のとりまとめを行う組織として保険料納付組合を設置するか、または既存の自治組

織、婦人団体、納税組合等の組織を利用して保険料収納の実効を期している。

静岡県におけるこれらの納付組織の設置状況は三十八年十月末現在、組織数一二、五六三、組織加入者四三九千人で被保険者総数の七七%が組織を利用してゐる。

保険料納付組織の設置の意義は被保険者の利便を供与するとともに、被保険者の受給権を確保することにあるが、保険料の納付状況を端的に示す検認率を、組織加入者、未加入者別のそれぞれについてみると、三十八年十月末検認率の県平均は九六・一%、組織加入者の検認率は一〇二・八%、未加入者は七二・九%となつて、その設置の利用価値の高いことがわかる。

これらの納付組織は、それぞれ市町村の地域事情により運営されているが、これが永続性のある運営をはかるには、これを制度的に確立するとともに組織の事務的整備、その他活動に要する経費を充実する必要がある。

市町村は、これらの組織に対しおむね三%程度のとりあつかい手数料を交付しているが、その交付割合も財政状態により市町村区々である。又現在市町村から国民年金保険料納付組織に交付される手数料が他の賦課金等の取扱組織に交付される手数料と比較し相当不利となつてゐる。以上の状況から納付組織の永続性に、充分なる活動態勢の整備のため、国は積極的に制度化をはかるとともに予算措置を講じられたい。

(二) 山梨県の要望事項
低所得階層の住宅対策強化について

住宅は生活の本拠であり労働力再生産の場である。従つて住宅の諸条件が生活全般に与える影響は極めて大きいものがあると考えられます。

現在我が国の生活水準の中で最も立ち遅れているものは住宅でありまして、住宅に関する限り依然として「戦後は続いている」状況であります。

住宅の基本的な問題としては人間が居住するにあつたしものであるかどうかということ、そのような住宅が必要に応じてなんの障害もなく与えられるような状態にあるかどうかということでありませう。

本県における住宅の事情は、甲府市が戦災により住宅の殆んどを焼失したことと戦後における建築費の高騰地代家賃統制令の規制などの関係もあつて借家供給業が有利でなくなつたことから借家を建てる者が少なくなつたため非常な住宅不足を招いております。

このような実情から経済力のある者は止むを得ず自力で建築したり、或は入居料の高いアパート等に居住して解決しておりますが、低所得世帯においては極めて小数の第二種公営住宅以外には適当な住宅がなく、住宅の確保が至難の実情であります。

このため、低所得世帯の多くは非住宅への入居、他の世帯との同居或は過密居住等を行つておりまして、保健衛生や道徳の面において極めて好ましくない環境に置かれております。

特に低所得世帯においては結核や精神病の発生率が極めて高いのでありますが、これは住宅環境の不良が大きな原因であるといわれております。

次に家計の面で家賃の額というのは総収入の一〇%が限度といわれておりますが、低所得世帯においては二〇%〜三〇%にも及ぶ高率の家賃負担を余儀なくされておりますため生活そのものに大きな支障を来たし、生活困窮から容易に脱出できない大きな原因となつております。

右のような実情でありまして低所得世帯の住宅問題は極めて深刻なものでありますので、国においても低所得世帯向けの住宅建設を積極的に行われると共に地方公共団体等において福祉住宅の建設を行なう場合は大巾な助成措置を講ぜられて低所得世帯の福祉対策の強化を図られるよう御高配をいただきます。

(三) 生活保護の級地区分再検討について
町村合併促進法の進展により全国的に多くの市が誕生したのでありますが、これらの市の中にはその行政区域に生活程度や文化程度の極めて低い僻地を抱えているところが見受けられるのでありますが、生活保護法の運用にあつてはこれらの地域はいずれも市の中心部を同一の級地(二級地)適用を受けることになり非常に優遇されておるにもかかわらず、これらの地域より生活程度や文化程度が遙かにたかい町や村が実在していても郡部の地域であるということから僻地よりも低い級地(四級

地)適用をうけることになり、生活保護の運営上著しい不均衡を生じてゐる実情にありませうので、生活保護法の実施要領による現行の級地区分について、この際再検討を行い、夫々の地域の実情に即した級地区分を確立して生活保護法運用の均衡を図ることが強く望まれます。

(四) 重度心身障害者の援護設置について

重度心身障害者の援護については、身体障害者福祉法、精神薄弱者福祉法及び児童福祉法等の現行法規によりそれぞれ援護されることになつてゐるが、個性まひにより自己の意志にもとづく日常の起居動作が出来ないような身体障害者及び重度の精神薄弱のため、常時介護を必要とする精神薄弱者などについては、家族の人数が非常にかかり、しかも更生の期待が全然もてないため、精神薄弱者援護施設、身体障害者更生援護施設、精神病院又は救護施設等から入所を拒否されてゐるものが少なくない実情にありませう。

このような者こそ地域社会において国の社会保障制度の中で援護の手をさしのべてもらいたいと切に願つてゐるものであります。

しかしながら現在の制度の中で運営されている社会福祉施設においては医療機関も併設しておらず、人的にも財的にも不足を生じてゐる状況にあるため、これらの人達は殆んど社会福祉の谷間に放置されたままであります。

以上のような実情でありますので、国の施策として全国の数ブロックにこれらの重度心身障害者の収容

保護のみを目的とした近代的な援護施設を早期に建設されるよう強く要望します。

(四) 老人福祉センターの設置に対する助成について

老人福祉法に定められている老人福祉施設としての老人福祉センターの建設については国庫補助の途が開かれてはいるが、補助率は毎年度三ヶ所程度で極めて少くしかも補助方針が大都市優先ということになっているので、一般府県がこの施設を設置しようとしても補助対象とならない実情であります。

しかしながら、大都市は一般に財政が富裕であつて国庫補助制度を利用しなくとも老人福祉センター程度の建設は容易であり、しかも各種の社会福祉施設についても概ね整備されていて、住民の福祉水準は非常に高い実情であります。

この反面一般府県特に財政規模の弱少な府県においては、福祉センター建設について住民の強い要望があり、府県の理事者が熱意をもって単独事業として建設することが困難であるため、止むを得ず建設を見送らざるを得ない実情であります。

しかも他の社会福祉施設の整備等についても、大都市に比較して非常に立ちおくれているので、老人福祉センターの大都市優先という補助方針を改めない限り、住民の福祉水準の格差は益々増大することになるので、老人福祉センターの国庫補助制度については、この際補助率の増大を図られると共に、財政規模の貧困な府県を優先されるよう補助方針の改正を考慮願いたい。

(四) 保育所の設備費について

(1) 国の補助について

児童福祉法第五十二条により国は市、町、村が設置する保育所の設備費に対し、その二分の一を負担することになっているが、補助基本額を一四〇万円と押えるため、補助は七〇万円となり、仮りに六〇名定員で九〇坪の施設を設置しようすれば、坪単価五万円としても四五〇万円を必要とし、補助額が実際と即さないもので、法通りの補助をねがいたい。

(2) 年金融資について

上記設備費について年金福祉事業団からの融資があるが、基本額が一四〇万円となっているため、国の補助七〇万円、県の補助がその半額で三五万円、計一〇五万円となり、一四〇万円から一〇五万円控除した残額(不足額)三五万円、これを一〇〇万円単位のため一〇〇万円に引上げて融資している実情であるので、補助額が引上げられないならば、この融資について増額をねがいたい。

(四) 母子福祉資金について

母子福祉資金貸付金の中に入学資金(仕度)を新設願いたい。

(四) 母子福祉センターの運営費について

母子福祉センター(母子会館)運営費の国庫補助制度を新設された。

(四) 農業離職者への職業訓練手当の支給について

農業離職者が職業訓練を受ける場合にも、炭鉱離職者、金属鉱業等離職者、駐留軍関係離職者等と同様に

職業訓練手当を支給するようにせられたい。

昭和三十三年の山梨県の農業就業人数(十五才以上)は、十五万五千五百人であり、このうち五反歩以下のいわゆる零細な耕地面積を有する構成比が四九・六%と約半数を占めており、今後の農業経営の合理化、近代化等により相当数の転職希望者が生ずるものと思われる。

又、県の振興計画においても、昭和三十五年から昭和四十五年の間に、約五万五千人の純減をみており、このうち転職者については二万三千人であり、ほとんどの者が無技能者であると思われ、職業訓練の必要性が叫ばれている。

しかるに、現在農業就業者は失業保険の適用外であり、安定した生活のうえにたつての職業訓練の受講には、炭鉱離職者等と同様、職業訓練手当の支給が絶対必要要件であると考えられる。

第三 山梨県立あけぼの学園の要望事項

(一) 施設費に対する国庫補助金の対象拡大について

国庫補助の対象を治療室、教室等に限り、施設運営の実情を考慮して、物置、入園者の私物室等を対象に加えてもらいたい。

(二) 医療機械など高額設備に対する国庫補助金制度の設定について

医療機械など高額設備について、国庫補助金支給の制度を設定してもらいたい。

第四 山梨県・下部町の要望趣旨

下部町は、昭和三十六年に厚生省予算(国民温泉施設整備費)から二二〇万円(総工費の三分の一)及び県費から同額の補助を得て、温泉会館を建設した。当初、利用料を大人一〇〇円小人六〇円と定めたが、厚生当局の意向により、入浴料大人二〇円小人一〇円、休憩料大人五〇円小人三〇円に改めたところ、収支償わず、町財政を圧迫しているから、料金を適当額に改めることを認めて頂きたい。

(一) 下水道施設の補助について

下部町は隣接の中富町及び六郷町と共同して、下水道の建設を計画しているが、国民温泉地域の環境衛生改善のためにも、至急実施できるよう、補助決定を願いたく、その率も、各町の財政の窮状にかんがみて、御考慮を願いたい。

(二) 温泉源の掘サく補助について

下部温泉の現在の源泉の温度が適温より低く、加熱の必要があるところ、温泉地域の附近で、高温の源泉が得られる見込みがあり、学者の实地調査によつても有望と鑑定されたので、新しい源泉を掘サくしたい。

源泉の掘サくは現在、国民温泉施設整備費の対象になっていないが、国民温泉振興のため、是非、源泉掘サく費についても国費の補助を願いたい。

第二班(滋賀県・大阪府)に対する要望事項

一、大阪府民生部要望事項

(一) 社会福祉施設整備事業について

補助単価を引き上げられたい。

(2) 同和事業について補助金の交付基準および補助単価、規模を引き上げ、補助率を一率三分の二に引き上げられたい。

(一) 重度心身障害児対策について

重度心身障害児対策の対象とした国立施設を設置されたい。

(二) 国民健康保険国庫負担金および補助金の増額について

(1) 療養給付費に対する国庫負担を大幅に増額されたい。

(2) 国保事務執行に要する費用は実質全額国庫負担せられたい。

(3) 給付改善対策補助金を調整交付金よりはるくは定率制による国庫負担金とせられたい。

(4) 国保診療施設経営に對し、国の強力な援助対策を確立されたい。

(5) 適正保険料の基準額を制定せられたい。

二、大阪府衛生部要望事項

(一) 精神衛生対策の強化について

最近わが国民の社会生活が高度化、複雑化するとともに、都市人口は増大し、これらの影響が精神障害者の累増となつて現われている事実はまことに遺憾であります。

全国に精神障害者数は、約一二四万名うち入院を必要とするもの二八万余と推計されており、このうち約三五%が精神病院に入院し、残り六五%が野放しとなっている状況であります。

これらの精神障害者は、社会的原因によつて発病するものが多く、しかもその治療は、長期且つ多額の費用を要するため、早期に医療保護

の万全を図ることが必要と考ええるので、次の三点について政府の強力な対策を要望します。

記

- 一、公費負担制度を措置入院院以外の患者にも実施すること。
- 二、措置入院の枠を大幅に拡大すること。
- 三、精神病院の整備経費について国庫負担を大幅に増額すること。

(二) 成人病予防対策の法制化とがんセンターの設置について

高血圧症、心臓病、がん等のいわゆる成人病による死亡は近年増加の一途をたどり、すでに、わが国民の死因の首位はこの成人病に独占されている状況にありまして、もはや行政上等閑視できない段階にたち至っているものと考えられます。

政府におかれましては、このような成人病蔓延の状況に強く配慮されまして、確固たる成人病対策を早急に策定されとともに、その法制化を推進されるよう要望いたします。

なお、他方における成人病施設の整備、対策の強化等についても、積極的な国庫施策を拡大されるようお願いいたします。

また、成人病対策中もっとも緊急かつ重要課題でありますがん対策として、さきに東京に設立されました国立がんセンターと同規模の施設を是非大阪にも設置されるよう、これに格段の御援助を強く要望いたします。

(三) 生活環境施策の整備について

最近における産業の発達、人口の

急激な増加等により、市町村では家庭、事業場等から排出される、ごみ、し尿等汚物の処分が極度の困難を来しており、大きな社会問題となり、日増しに深刻度を加えております。

このような事態の今回「生活環境施設整備緊急措置法」が制定され厚生省においても整備五ヶ年計画をたてられておられますが、大阪府もこれに即応して少くとも昭和四一年までにし尿、ごみ処理施設をつくり、収集量の全部を衛生的に処理し得るよう整備の促進に努力を致しておりますが、これらの事業には用地施設等に多額の経費を要し現在の府ならびに市町村財政をもつてしては、これらの実現には非常な困難をともない、国庫補助および起債にまかななければならぬ実情にあるので事実の重要性と緊急性をご賢察せられ、国庫補助率の引き上げと補助対象ならびに起債の対象の枠の拡大について格別のご配慮を賜りますようお願いいたします。

二月二十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一 母子福祉法案

母子福祉法案

母子福祉法

目次

第一章 総則(第一条—第九条)

第二章 福祉の措置(第十条—第十九条)

第三章 母子福祉施設(第二十条—第二十二條)

第四章 雑則(第二十三条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、母子家庭の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭の福祉を図ることを目的とする。

(基本理念)

第二条 すべての母子家庭には、児童が、そのおかれてある環境にかかわらず、心身ともにすこやかに育成されるために必要な諸条件と、その母の健康で文化的な生活とが保障されるものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、母子家庭の福祉を増進する責務を有する。

2 国及び地方公共団体は、母子家庭の福祉に関する施策を講ずるに当たっては、その施策を通じて、前条に規定する理念が具現されるように配慮しなければならない。

(自立への努力)

第四条 母子家庭の母は、みずからすすんでその自立を図り、家庭生活の安定と向上に努めなければならない。

(定義)

第五条 この法律において「配偶者のない女子」とは、配偶者婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。と死別した女子であつて、現に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係

と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。)をしていないもの及びこれに準ずる次に掲げる女子をいう。

一 離婚した女子であつて現に婚姻をしていないもの

二 配偶者の生死が明らかでない女子

三 配偶者から遺棄されている女子

子

四 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない女子

五 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたつて労働能力を失っている女子

六 前各号に掲げる者に準ずる女子であつて政令で定めるもの

2 この法律において「児童」とは、二十歳に満たない者をいう。

3 この法律において「母子福祉団体」とは、配偶者のない女子であつて民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条の規定により現に児童を扶養しているもの(以下「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」という。)(の福祉を増進することを主たる目的とする社会福祉法人又は民法第三十四条の規定により設立された法人であつて、その理事の過半数が配偶者のない女子であるものをいう。

(児童福祉審議会の権限)

第六条 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第八条に規定する児童福祉審議会は、母子家庭の福祉に関する事項につき、調査審議するほか、中央児童福祉審議

会は厚生大臣の、都道府県児童福祉審議会は都道府県知事の、市町村児童福祉審議会は市町村長の諮問にそれぞれ答え、又は関係行政機関に意見を具申することができる。

(母子相談員)

第七条 都道府県に母子相談員を置く。

2 母子相談員は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに対し、身上相談に応じ、その自立に必要な指導を行なう等母子家庭の福祉の増進に努めるものとする。

3 母子相談員は、非常勤とし、社会的信望があり、かつ、前項に規定する母子相談員の職務を行なうに必要な熱意と識見を持っている者のうちから、都道府県知事が任命する。

(福祉事務所)

第八条 福祉事務所(社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)は、この法律の施行に関し、主として次の業務を行なうものとする。

一 母子家庭の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。

二 母子家庭の福祉に関する相談に応じ、必要な調査及び指導を行なうこと、並びにこれらに附随する業務を行なうこと。

(児童委員の協力)

第九条 児童福祉法に定める児童委員は、この法律の施行について、福祉事務所長の又は母子相談員の行なう職務に協力するものとする。

る。

第二章 福祉の措置

(資金の貸付け)

第十条 都道府県は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに對し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するための、次に掲げる資金を貸し付けることができる。

一 事業を開始し、又は継続するのに必要な資金

二 配偶者のない女子が扶養している児童の修学（これに引き続く実地修練を含む。）に必要な資金

三 配偶者のない女子又はその者が扶養している児童が事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者のない女子及びその者が扶養している児童の福祉のために必要な資金であつて政令で定めるもの

2 都道府県は、前項に規定する資金のうち、その貸付けの目的を達成するために一定の期間継続して貸付けが必要である資金で政令で定めるものについては、その貸付けの期間中に当該児童が二十歳に達した後でも、政令で定めるところにより、なお継続してその貸付けを行なうことができる。

3 都道府県は、第一項に規定する資金のうち、その貸付けの目的が児童の修学、知識技能の習得等に係る資金であつて政令で定めるもの

のを貸し付けている場合において、その修学、知識技能の習得等の中途において当該資金の貸付けを受けている配偶者のない女子が死亡したときは、政令で定めるところにより、当該児童（二十歳以上である者を含む。）がその修学、知識技能の習得等を終了するまでの間、当該児童に對して、当該資金の貸付けを行なうことができる。

(母子福祉団体に対する貸付け)

第十一条 都道府県は、政令で定める事業を行なう母子福祉団体であつて、その事業に使用される者が主として配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものであるものに對し、当該事業につき、前条第一項第一号に掲げる資金を貸し付けることができる。

(償還の免除)

第十二条 都道府県は、貸付金の貸付けを受けた者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため、貸付金を償還することができなくなつたと認められるときは、都道府県児童福祉審議会の意見を聞き、かつ、議会の議決を経て、当該貸付金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

(特別会計)

第十三条 都道府県は、この法律による貸付金の貸付けを行なうについて、特別会計を設けなければならない。

2 前項の特別会計においては、一

般会計からの繰入金、次条第一項の規定による国からの借入金、貸付金当該貸付金に係る政令で定める収入を含む。以下同じ。及び附属雑収入をもつてその歳入とし、貸付金及び貸付けに関する事務に要する費用をもつてその歳出とする。

3 前項に規定する貸付けに関する事務に要する費用の額は、前項の規定に基づく政令で定める。収入のうち収納済みとなつたものの二分の一に相当する額と、当該経費に充てるための一般会計からの繰入金の額との合計額をこえてはならない。

(国の貸付け)

第十四条 国は、都道府県が貸付金の財源として特別会計に繰り入れる金額の二倍に相当する金額を、無利子で、都道府県に貸し付けるものとする。

2 都道府県は、この法律による貸付金の貸付業務を廃止したときは、その際における未貸付額及びその後において支払を受けた貸付金の額に、それぞれ第一号に掲げる金額の第二号に掲げる金額に對する割合を乗じて得た金額の合計額を、政令で定めるところにより国に償還しなければならない。

一 前項の規定による国からの借入金の総額

二 前号に掲げる額と都道府県が貸付金の財源として特別会計に繰り入れた金額の総額との合計額

3 第一項の規定による貸付けの手續に關し必要な事項は、厚生省令

で定める。

(政令への委任)

第十五条 第十条から第十三条までに定めるもののほか、貸付金の貸付金額の制度、貸付方法、償還その他貸付金に關して必要な事項は、政令で定める。

(売店等の設置の許可)

第十六条 国又は地方公共団体の設置した事務所その他の公共的施設の管理者は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は母子福祉団体からの申請があつたときは、その公共的施設内において、新聞、雑誌、たばこ、事務用品、食料品その他の物品を販売し、又は理容業、美容業等の業務を行なうために、売店又は理容所、美容所等の施設を設置することを許すように努めなければならない。

2 前項の規定により売店その他の施設を設置することを許された者は、病氣その他正当な理由がある場合のほかは、みずからその業務に従事し、又は当該母子福祉団体が使用する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものをその業務に従事させなければならない。

3 都道府県知事は第一項に規定する売店その他の施設の設置及びその運営を円滑にするため、当該都道府県の区域内の公共的施設の管理者と協議を行ない、かつ、公共的施設内における売店等の設置の可能な場所、販売の可能な場所、販売物品の種類等を調査し、その結果を配偶者のない女子で現に児

童を扶養しているもの及び母子福祉団体に知らせる措置を講じなければならない。

(専売品販売の許可)

第十七条 日本専売公社は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものがたばこ専売法（昭和二十四年法律第百一十一号）の規定による製造たばこの小売人の指定を申請したときは、同法第三十一条第一項各号の一に該当する場合を除き、その者を製造たばこの小売人に指定するように努めなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定により小売人に指定された者について準用する。

(公営住宅の供給に關する特別の配慮)

第十八条 地方公共団体は、公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）による公営住宅の供給を行なう場合には、母子家庭の福祉が増進されるように特別の配慮をしなければならない。

(母子家庭の母及び児童の雇用に關する協力)

第十九条 母子相談員その他母子家庭の福祉に關する機関及び公共職業安定所は、就職を希望する母子家庭の母及び児童の雇用の促進を図るため、相互に協力しなければならない。

第三章 母子福祉施設

(母子福祉施設)

第二十条 都道府県、市町村、社会福祉法人その他の者は、母子家庭の母及び児童が、その心身の健康を保持し、生活の向上を図るため

に利用する母子福祉施設を設置することが出来る。

(施設の種別)

第二十一条 母子福祉施設の種別は、次のとおりとする。

一 母子福祉センター
二 母子福祉ホーム

2 母子福祉センターは、無料又は低額な料金で、母子家庭に対して、各種の相談に応ずるとともに、生活指導及び生業の指導を行なう等母子家庭の福祉のための便宜を総合的に供与することを目的とする施設とする。

3 母子福祉ホームは、無料又は低額な料金で、母子家庭に対して、レクリエーションその他休養のための便宜を供与することを目的とする施設とする。

(施設の設置)

第二十二條 市町村、社会福祉法人その他が母子福祉施設を設置する場合に、社会福祉事業法の定めるところによらなければならない。

第四章 雑則

(大都市の特例)

第二十三條 この法律中都道府県が処理することとされている事務又は都道府県知事その他の都道府県の機関若しくは職員の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)においては、政令で定めるところにより、指定都市が処理し、又は指定都市の長その他の機関若しくは職員が行なうものとする。この場合において、この法律中都道府県又は都道府県知事その他の都道府県の機関若しくは職員に関する規定は、指定都市又は指定都市の長その他の機関若しくは職員に適用があるものとする。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(母子福祉資金の貸付等に関する法律の廃止)

第二条 母子福祉資金の貸付等に関する法律(昭和二十七年法律第三百五十号。以下「旧法」という。)は、廃止する。

(経過規定)

第三条 都道府県は、当分の間、旧法第二條第二項に規定する父母のない児童に対して、第十条の規定により、同条に規定する資金で児童の福祉の増進のために必要なものを貸し付けることができる。

2 前項の規定により貸し付ける資金は、第十条の規定により貸し付ける資金とみなす。

第四条 この法律の施行前に旧法第三條又は第三條の二の規定により貸し付けられた資金は、第十条又は第十一条の規定により貸し付けられた資金とみなす。

第五条 この法律の施行の際現に旧法第十五條の規定による母子相談員である者は、この法律の規定による母子相談員となるものとする。

員が行なうものとする。この場合において、この法律中都道府県又は都道府県知事その他の都道府県の機関若しくは職員に関する規定は、指定都市又は指定都市の長その他の機関若しくは職員に関する規定として、指定都市又は指定都市の長その他の機関若しくは職員に適用があるものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(母子福祉資金の貸付等に関する法律の廃止)

第二条 母子福祉資金の貸付等に関する法律(昭和二十七年法律第三百五十号。以下「旧法」という。)は、廃止する。

(経過規定)

第三条 都道府県は、当分の間、旧法第二條第二項に規定する父母のない児童に対して、第十条の規定により、同条に規定する資金で児童の福祉の増進のために必要なものを貸し付けることができる。

2 前項の規定により貸し付ける資金は、第十条の規定により貸し付ける資金とみなす。

第四条 この法律の施行前に旧法第三條又は第三條の二の規定により貸し付けられた資金は、第十条又は第十一条の規定により貸し付けられた資金とみなす。

第五条 この法律の施行の際現に旧法第十五條の規定による母子相談員である者は、この法律の規定による母子相談員となるものとする。

(印紙税法の一部改正)

第六條 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第六号の八中「母子福祉資金の貸付等に関する法律」を「母子福祉法」に改める。

(地方自治法の一部改正)

第七條 地方自治法の一部を次のように改正する。

第二百五十二條の十九第一項第六号を次のように改める。

六 母子家庭の福祉に関する事務(厚生省設置法の一部改正)

第八條 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第十三條第六号を次のように改める。

六 福祉に欠ける母子の福祉を図ること。

第二十九條第一項の表中央児童福祉審議会の項中「妊産婦」の下に「並びに母子家庭」を加える。

(社会福祉事業法の一部改正)

第九條 社会福祉事業法の一部を次のように改正する。

第一條中「児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)」の下に、「母子福祉法(昭和三十一年法律第...号)」を加える。

第二條第三項中第二号の二を第二号の三とし、第二号の次に一号を加える。

二の二 母子福祉法にいう母子福祉施設を経営する事業

第十三條第六項、第十七條第三項、第十九條及び第二十條中「児童福祉法」の下に、「母子福祉法」を加える。

社法」を加える。

(入場税法の一部改正)

第十條 入場税法(昭和二十九年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

別表の主権者の欄中第十四号を第十五号とし、第十一号から第十号までの一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

一 母子福祉法(昭和三十一年法律...号)による母子福祉施設(この表において「母子福祉施設」という。)を設置する者

別表の支出先又は支出の目的の欄中「児童福祉施設」の下に、「母子福祉施設」を加える。

(激甚災害に対処するための特別援助等に関する法律の一部改正)

第十一條 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和二十七年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第二十條の見出し中「母子福祉資金に関する」を「母子福祉法による」に改め、同条第一項中「母子福祉資金等の貸付等に関する法律(昭和二十七年法律第三百五十号。以下この条において「貸付法」という。))を「母子福祉法(昭和三十一年法律第...号)」に改め、同条第三項中「貸付法第十三條第一項」を「母子福祉法第十四條第一項」に改める。

託された。

一、PT(仮称理学療法)師法制定に関する請願(第五四七号)(第五五九号)(第五六二号)(第五九一号)

一、全国一律最低賃金制確立に関する請願(第五五八号)

一、母子福祉に関する請願(第五六三号)(第五六七号)(第五六八号)(第五七三三号)(第五七九号)(第五八六号)(第五八七号)(第五八八号)(第五九五号)(第五九六号)(第五九七号)(第六〇一号)(第六〇三三号)(第六〇五号)(第六一〇号)(第六二二二号)(第六二四号)(第六二五五号)(第六二六号)(第六二七号)(第六三二八号)(第六三九号)(第六四〇号)(第六四二二号)(第六四四二号)(第六四六二号)(第六四八二号)(第六五〇二号)(第六五二二号)

一、保育事業に関する請願(第五六九号)(第六〇二二号)(第六一七号)

一、じん肺法の一部改正に関する請願(第五七四号)

一、療養医療類似行為の制度化に関する請願(第五八〇号)(第五八九号)(第五九〇号)(第六一一号)(第六一二号)

一、消費生活協同組合の育成強化並びに物価値上げ抑制等に関する請願(第五八一号)(第五九四号)(第六二八号)

一、勤労学徒犠牲者援護に関する請願(第六五三三号)

第五四七号 昭和三十一年二月七日

第七

第七

第七

第七

第七

第七

第七

第七

受理
PT(仮称理学療法)師法制定等に関する請願(三通)

請願者 和歌山市新堀八ノ一社
団法人和歌山県鍼灸マ
ッサージ師連合会会長
坂東幸太郎外二名
紹介議員 重宗 雄三君
この請願の趣旨は、第五一〇号と同じ
である。

第五五九号 昭和三十九年二月七日
受理
PT(仮称理学療法)師法制定等に関する請願

紹介議員 林 虎雄君
この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。

第五九一号 昭和三十九年二月十日
受理
PT(仮称理学療法)師法制定等に関する請願

請願者 岩手県盛岡市三割字下
名須川五一 岩手県鍼灸
按摩マッサージ師会連合
会内 菅野長治
紹介議員 谷村 貞治君
この請願の趣旨は、第五一〇号と同じ
である。

第五五八号 昭和三十九年二月七日
受理

この請願の趣旨は、第一〇一号と同じである。

母子福祉法制定に關する請願（五通）

請願者 新潟県佐渡郡真野町新
町佐渡郡母子福祉連合
会内 佐々木美代子外
四名

紹介議員 佐藤 芳男君

この請願の趣旨は、第四三八号と同じである。

母子福祉法制定に関する請願
請願者 福島県勿来市植田町後
宿二三 成清政子
紹介議員 田畑 金光君
この請願の趣旨は、第四三八号と同じ
である。

第五六八号 昭和三十九年二月十日
受理
母子福祉法制定に関する請願
請願者 兵庫県明石市桜町一ノ
一、〇六五兵庫県連合
婦人共励会内 大山ラ
ク
紹介議員 村尾 重雄君
この請願の趣旨は、第四三八号と同じ
である。

母子福祉法制定に關する請願
請願者 大阪市生野区林寺町三
ノ二八四生野区未亡人
会内 二宮吉野
紹介議員 中山 福蔵君
この請願の趣旨は、第四三八号と同じである。

第五七九号 昭和三十九年二月十日
受理
母子福祉法制定に関する請願
請願者 東京都新宿区百人町三
ノ三三〇新宿区母子福
祉会内 吉田美与子
紹介議員 岡田 宗司君
この請願の趣旨は、第四三八号と同じ
である。

母子偏袒法制定に關する請願(三通)
請願者 岩手県水沢市竜ヶ馬場
岩手みどり会内 柏山
きせ外二名
紹介議員 谷村 貞治君
この請願の趣旨は、第四三八号と同じ

である。

第五八七号 昭和三十九年二月十日
受理

母子福祉法制定に関する請願
請願者 東京都文京区西原町二
ノ一五 荒牧をとり
紹介議員 石井 桂君

この請願の趣旨は、第四三八号と同じ
である。

第五八八号 昭和三十九年二月十日
受理
母子福祉法制定に関する諸願
請願者 三重県亀山市江ヶ室
林寿江
紹介議員 井野 碩哉君
この諸願の趣旨は、第四三八号と同じである。

第五九五号 昭和三十九年二月十一日受理
母子福祉法制定に關する請願
請願者 大阪市港区東田中町四ノ一九 桑名重子
紹介議員 樺 繁夫君
この請願の趣旨は、第四三八号と同じである。

母子福祉法制定に関する請願
請願者 長野県諏訪市弁天町
三、〇五〇 塩沢八代
紹介議員 羽生 三七君
この請願の趣旨は、第四三八号と同じ
である。

第五九七号 昭和三十九年二月十日

受理
母子福祉法制定に関する請願
請願者 長野県東筑摩郡波田村
五、九四三 百瀬斉子
紹介議員 林 虎雄君
この請願の趣旨は、第四三八号と同じ
である。

第六〇一号 昭和三十一年二月十一日受理

母子福祉法制定に関する請願

請願者 長野県小諸市赤坂七九四 大塚ゆき

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第四三八号と同じである。

母子福祉法制定に関する請願
請願者 兵庫県洲本市幸町乙二
九三洲本市婦人共励会
内 染浦さだ
紹介議員 岡崎 真一君
この請願の趣旨は、第四三八号と同じ
である。

第六一〇号 昭和三十九年二月十二
日受理
母子福祉法制定に関する請願

請願者 茨城県水戸市石川町石

紹介議員 川台 宮崎イケ

この請願の趣旨は、第四三八号と同じである。

第六二二号 昭和三十九年二月十二日受理

母子福祉法制定に関する請願

請願者 群馬県伊勢崎市紺屋町

美原ゆき

紹介議員 最上 英子君

この請願の趣旨は、第四三八号と同じである。

第六二二号 昭和三十九年二月十二日受理

母子福祉法制定に関する請願

請願者 奈良県生駒郡斑鳩町生駒郡末亡人会内 中川

スエノ

紹介議員 新谷寅三郎君

この請願の趣旨は、第四三八号と同じである。

第六二三号 昭和三十九年二月十二日受理

母子福祉法制定に関する請願

請願者 群馬県新田郡尾町五三 三東部母子会内 福田

ミネ外一名

紹介議員 野本 品吉君

この請願の趣旨は、第四三八号と同じである。

第六二四号 昭和三十九年二月十二日受理

母子福祉法制定に関する請願

請願者 茨城県高萩市有明町

大和田菊

紹介議員 鈴木 一司君

この請願の趣旨は、第四三八号と同じである。

第六二五号 昭和三十九年二月十二日受理

母子福祉法制定に関する請願

請願者 群馬県群馬郡福島三五 九 飯塚ヨシノ

紹介議員 丸茂 重貞君

この請願の趣旨は、第四三八号と同じである。

第六二六号 昭和三十九年二月十二日受理

母子福祉法制定に関する請願

請願者 秋田市手形谷町上丁一 二 大泉純

紹介議員 鈴木 壽君

この請願の趣旨は、第四三八号と同じである。

第六二七号 昭和三十九年二月十二日受理

母子福祉法制定に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市鶴田町三、三五一 佐藤サト

紹介議員 稲葉 誠一君

この請願の趣旨は、第四三八号と同じである。

第六三八号 昭和三十九年二月十三日受理

母子福祉法制定に関する請願

請願者 東京都品川区東大井一ノ三ノ二五 高須ムラ

紹介議員 山高しげり君

この請願の趣旨は、第四三八号と同じである。

である。

第六三九号 昭和三十九年二月十三日受理

母子福祉法制定に関する請願

請願者 徳島市福島本町一ノ二 八 串春栄

紹介議員 二宮 文造君

この請願の趣旨は、第四三八号と同じである。

第六四〇号 昭和三十九年二月十三日受理

母子福祉法制定に関する請願

請願者 東京都台東区浅草今戸 三一 中村はつ

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第四三八号と同じである。

第六四一号 昭和三十九年二月十三日受理

母子福祉法制定に関する請願

請願者 高知県南国市田村六六 六 入交照

紹介議員 山崎 齊君

この請願の趣旨は、第四三八号と同じである。

第六五一号 昭和三十九年二月十三日受理

母子福祉法制定に関する請願

請願者 群馬県佐波郡赤堀村大字今井 千村登米

紹介議員 伊藤 順道君

この請願の趣旨は、第四三八号と同じである。

第六五二号 昭和三十九年二月十三日受理

日受理

母子福祉法制定に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市西原町 一九六 石井方

紹介議員 坪山 徳弥君

この請願の趣旨は、第四三八号と同じである。

第五六九号 昭和三十九年二月十日受理

保育事業に関する請願(二通)

請願者 長野県小諸市六供乙一九五 西田祐真外五百七十名

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第二〇二号と同じである。

第六〇二号 昭和三十九年二月十一日受理

保育事業に関する請願

請願者 長野県小県郡青木村田沢 山本頼安外二千三百九十九名

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第二〇二号と同じである。

第六一七号 昭和三十九年二月十二日受理

保育事業に関する請願

請願者 長野県北佐久郡軽井沢町大字軽井沢三〇九 井出嘉四郎外六百六名

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第二〇二号と同じである。

第五七四号 昭和三十九年二月十日受理

受理

じん肺法の一部改正に関する請願

請願者 北海道岩見沢市利根別 岩見沢労災病院内 村上 一郎

紹介議員 林 塩君

一、じん肺法を改正して左記事項の実現を期せられたいとの請願。

二、最低補償費月額一万五千円を支給すること。

三、休業補償費は平均賃金の百パーセントを支給すること。

四、休業補償費及び長期給付スライドは、現行の二十パーセント以上を改めて、平均給与額の百分の十以上昇に給付すること。

五、労災給付額から厚生年金法の障害年金の五七・五パーセント控除をやめて完全併給とすること。

六、長期傷病給付は第一種、第二種療養共に支給日数を五十日分増加すること。

七、第一種療養者の医療費を全額無料にすること。

八、じん肺患者を身体障害者として取り扱うこと。

九、じん肺以外の私病を無料で診療すること。

十、改正法以前の要療養者並びに事業主のない要療養者に法の適用を受けさせること。

十一、管理区分を変更され補償費支給停止となる者に対し、更生資金として一時金を支給すること。

十二、家族の生活安定を図るため、必要に応じて低利資金を貸し付けること。

十三、法律を改正するまでの間、労災
援護基金制度を拡充すること。

十四、遺族年金は療養期間の長短に関
係なく同一額として千日分以上を支
給すること。

昭和三十五年四月「じん肺法」が施行さ
れ、一応長期療養の道が開かれたので
あったが、法施行後三年有余を経過し
て運用上の不備、欠陥が露呈したのに
加えて驚くべき消費物価の高騰のため、
患者並びに家族の生活は困窮してい
る。

第五八〇号 昭和三十九年二月十日
受理
療術(医業類似行為)の制度化に関する
請願

請願者 広島県福山市瀬戸町地
頭分一、三四四全国療
術師協会内 柳川辰夫

紹介議員 藤田藤太郎君
この請願の趣旨は、第二五〇号と同じ
である。

第五八九号 昭和三十九年二月十日
受理
療術(医業類似行為)の制度化に関する
請願

請願者 山形県酒田市片町四〇
茂木忠明

紹介議員 村山 道雄君
この請願の趣旨は、第二五〇号と同じ
である。

第五九〇号 昭和三十九年二月十日
受理
療術(医業類似行為)の制度化に関する
請願

請願者 奈良県天理市丹波市町

昭和三十九年三月三日印刷

九六 藤井作之
紹介議員 新谷寅三郎君
この請願の趣旨は、第二五〇号と同じ
である。

第六一一号 昭和三十九年二月十二
日受理
療術(医業類似行為)の制度化に関する
請願

請願者 山形県鶴岡市大宝寺字
嘉田六六 斎藤徳四

紹介議員 白井 勇君
この請願の趣旨は、第二五〇号と同じ
である。

第六一二号 昭和三十九年二月十二
日受理
療術(医業類似行為)の制度化に関する
請願

請願者 山形市桜町二ノ四二
斎藤利雄

紹介議員 北畠 教真君
この請願の趣旨は、第二五〇号と同じ
である。

第五八一号 昭和三十九年二月十日
受理
消費生活協同組合の育成強化並びに物
価値上げ抑制等に関する請願(二通)

請願者 秋田県仙北郡西仙北町
刈和野中学校内 加藤
運治外三十五名

紹介議員 鈴木 壽君
この請願の趣旨は、第二六九号と同じ
である。

第五九四号 昭和三十九年二月十一
日受理

消費生活協同組合の育成強化並びに物
価値上げ抑制等に関する請願(三通)

昭和三十九年三月四日発行

消費生活協同組合の育成強化並びに物
価値上げ抑制等に関する請願(四通)

請願者 秋田市新屋栗田町一四
ノ七 相沢謙一外百二
十五名

紹介議員 鈴木 壽君
この請願の趣旨は、第二六九号と同じ
である。

第六二八号 昭和三十九年二月十二
日受理
消費生活協同組合の育成強化並びに物
価値上げ抑制等に関する請願(四通)

請願者 秋田県仙北郡西木村小
山田字八津三三五 歳
田正庸外百六十四名

紹介議員 鈴木 壽君
この請願の趣旨は、第二六九号と同じ
である。

第六五三号 昭和三十九年二月十三
日受理
動員学徒犠牲者援護に関する請願(二
通)

請願者 広島市桜町四六 古河
芳人外十三名

紹介議員 岩沢 忠恭君
動員学徒犠牲者援護措置として、左記
事項の実現を図りたいとの請願。

一、死亡者の遺族並びに傷害者には軍
人軍属なみの年金を支給するこ
と。

二、傷害者については軍人軍属なみの
款症目症程度の者に対しても障害
年金又は一時金を支給すること。

三、障害年金の認定にあたり、原爆ケ
ロイドを特に重視すること。

動員学徒犠牲者に対する処遇は、軍人
に対する恩給と比較して不十分である

ばかりでなく同じ援護法内の軍属に比
しても、いまなお不十分をきわめてい
る。また障害年金並びに遺族年金等は
わずかに軍属の半額であるから、援護
法の精神にせられし、すみやかにこれら
の不合理を是正せられたい。

第三号 中正誤

ページ段行 誤 正

二 終りから 誤 正
四一三 (労働者) (労働者)
五二〇 小法延式 小法延式

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局